

令和4年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和4年9月12日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和4年9月12日 午後4時10分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上 大 祐	市民課長	馬 郡 裕 美
	副市長	早 瀬 宏 範	健康づくり課長	小笠原 啓 介
	教育長	杉 崎 士 郎	統括保健師	佐 熊 朋 子
	行政経営部長	永 江 松 吾	子育て未来課長	牧 瀬 玲 子
	総合戦略推進部長	三 根 竹 久	福 祉 課 長	山 口 貴 行
	市民福祉部長	小 池 和 彦	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	
	産業振興部長	中 村 はるみ	茶業振興課長	森 尚 広
	建設部長		観光商工課長	小野原 博
	教育部長	大久保 敏 郎	農林整備課長	
	観光戦略統括監	近 藤 光 則	建 設 課 長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	新幹線・まちづくり課長	
	財政課長	中 村 忠太郎	環境下水道課長	
	税務課長		教育総務課長	武 藤 清 子
	企画政策課長	松 本 龍 伸	学校教育課長	中 野 宗 利
	広報・広聴課長	津 山 光 朗	会計管理者兼 会 計 課 長	
	文化・スポーツ振興課長		監査委員事務局長	
	SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 八重美		

令和4年第3回嬉野市議会定例会議事日程

令和4年9月12日（月）

本会議第2日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第41号 嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例について
 - 議案第42号 嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関する条例について
 - 議案第43号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第44号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第45号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 議案第46号 市道路線の廃止について
 - 議案第47号 市道路線の認定について
 - 議案第48号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第49号 令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第50号 令和4年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 発議第7号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意をください。

それでは、議案第41号 嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第41号について順次発言を許可します。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

それでは、嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例について伺います。

第3条と第6条について伺います。各条について3回ずつお願いします。

まず、組織、第3条に、塩田庁舎等利活用検討委員会は「委員は15人以内で組織する」とあるが、「学識経験を有する者」や「公共的団体等が推薦する者」とは、具体的にどのような人たちを指すのか、考えているのかを質問いたします。また、市民の中からの公募はどうされるか、伺います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、学識経験を有する者又は知識経験を有する者につきましては、円滑な進行役としての役割を担っていただけるような方を1名程度考えております。具体的には、大学教授やこれまでに各地の庁舎などの利活用に携わられた方など、専門的な知識や経験を持つ方を想定しております。

また、公共的団体等が推薦する者につきましては、塩田地区を中心とした地域の代表者の方々、それと、地域の各種団体から推薦をいただいたの方々などを考えております。これについては、いずれも市民の皆様での委員構成となるような想定をしております。

次に、市民の公募はされるのかという点でございますけれども、本委員会では、先ほど御説明いたしましたとおり、地域の代表者や地域の団体の方が推薦する方々を中心となり、ほぼ市民の皆様での構成を想定しているため、今回、市民公募での委員委嘱は考えてございません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

分かりました。その中で、公共的団体等というのは、各地区にコミュニティーというのがあります。ここからもされるという形でも認識は大丈夫ですかね。

それとあと、設置条例を出された要因というのは今回もありますが、前回からも地区代表区長さんによる市長への陳情とか要望というのがありました。また、議会では附帯決議というものが出されましたので、そこが要因として今回出されたのか、そこを伺います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、塩田地区を中心とした地域の代表の方々という点でコミュニティーはどうかという

ところでございますけれども、区のほうとかコミュニティーには、今、条例を出している段階ですので、具体的な提案等はまだいたしておりません。ですので、今後、区のほう、地区のほうにそのような推薦のお願いをすることになりますけれども、一応、各地区のコミュニティーのほうも、その地域団体、地区の代表というような部分で想定をしております。

それと、今条例の提案に至った経緯という点でございますけれども、前回、6月議会の時点で基本構想をお出ししました。その時点で、塩田庁舎の利活用については検討をしていく必要があるという、こちら事務局側の認識はもちろんでございますので、附帯決議とか、あと、要望書をいただいた部分もありますけれども、ここは利活用を中心とした地域振興、そういった部分も重要ではないかということで、準備はさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

第3条に対して3回目です。

コミュニティーに関しては今後考えていくという理解でいいんですかね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

コミュニティーも、地域の代表者ということで想定をしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次、第6条。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

次、第6条に入ります。

会議、第6条には、「委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し」とありますが、年間どのくらいの想定をされているのか。

また次に、会議の4には、「委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」とあります。この調査、検討内容を議事録、また報告は、市民の方へどのように公表を考えておられるのか、その点を質問いたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

委員会の開催につきましては、今回、補正予算で委員報酬と費用弁償を計上しております。その内容のとおり、今年度は3回程度の開催を予定しております。次年度以降、予算のほうは継続費にもなっておりますけど、次年度以降につきましては、委員会の進捗等により決定をしていきたいと考えております。

次に、市民の方への情報発信についてでございますけれども、これは以前の嬉野市庁舎のあり方検討委員会と同様に、市のホームページへ委員会開催ごとに議事録及び委員会提示の資料をその都度掲載していきたいと考えております。

また、機会を捉えて、分かりやすい形での協議内容や検討状況等についてもお伝えできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

分かりました。その中で、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができるとありますが、ここにおいては、市長の出席を求めて意見を聴くということもできるのか、そこを伺います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

ここについては、今のところどなたというようなところで決定をしているものではございませんけれども、今想定している方といたしましては、塩田庁舎のいろいろな活用に関して、こういった使い方があるとか、専門的な部分でどうしてもお聞きしたい方、専門家の方々、委員以外の方という部分での招集を考えています。今のところは、市長の出席という部分は考えておりません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

できれば、最終段階にはなっていくだろうとは思いますが、やはりそういうときには市長も交えて、しっかりした意見の交換というものをやっていただきたいということで私の質問は最後になります。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

委員会で協議を行って、市民の方々への意見をお聴きする場も設けるということで一応考えておりますので、最終的な塩田庁舎等利活用の基本構想を案として提案をする場合については、市長のそういった説明というのも考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

同じく、議案第41号 嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例について質問をいたします。

まず、第2条の第1項第2号についてお尋ねいたします。

第2条は、「委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。」、(1)として「塩田庁舎等の利活用に関すること。」、「(2)その他塩田庁舎等の利活用に必要な事項に関すること。」というのが条例として挙げておられますが、1番目の質問ですけど、この規定において、市民の意見等を参考にして庁舎の利活用に求められている市民のニーズを把握する検討及び協議ができるかというので質問いたします。

市民のニーズを把握するには市民アンケート等、そういうのをニーズ集計調査として行われるのか、お聞きいたします。

○議長（辻 浩一君）

芦塚議員、これは条ごとに3回ですので、2番目、3番目も聞いておかないと、続けていかれませんよ。

○13番（芦塚典子君）続

この条ごとに3回といたら、1、2、3が1回ずつということですかね。

○議長（辻 浩一君）

3回聞いて、また3回聞いて、3回聞いて……（発言する者あり）答弁を聞いて、その都度の質問をしていいじゃないですか。

○13番（芦塚典子君）続

この(1)で3回聞けるということじゃないですかね。

○議長（辻 浩一君）

だから、条で3回ですよ。（「第2条で3回」の声あり）

○13番（芦塚典子君）続

そしたら、2、3番目まで続けて質問いたします。

第2で、この規定で、周辺施設の状況、歴史性、交通の状況等を考慮し、課題を明確化し、庁舎利活用のアイデアを深く議論できるのかというのを挙げておりますけど、この議論に対して、庁舎というのは市民が一番活用する場であり、今まで長年庁舎として活用してきましたので、合併後17年たつといいましても、なかなか理解を得られないところがあります。また、市民から理解を得られるには、やはり市民の対話、あるいは意見聴取会というのが必要だと思います。住民懇話会を7回開催し、市民の抱える課題や解決に向けたプランを提案し、意見交換会をしているとか、そういうのが市民の意見を聴取するという施策が結構行われております。そこの利活用に対して、市民懇話会等、シンポジウム2回、市民懇話会を7回開催しという市町もありますので、報告会じゃなくて市民との対話集会みたいのを行われるのかというのを2番目として質問いたします。

そして、次は、市民にどのように周知されていくかということなんですけど、どのような手段で市民に周知されるかということです。あるところの委員さんでしたけど、委員だけではこの回答はできないので、部落に持ち寄って、それで話し合いをしてから回答をフィードバックをさせていただけないかという意見がございました。屋久島町だったと思います。そういう意見もありますので、委員さんだけの意見じゃなくて、市民全体の意見でありますので、部落に持ち寄って、それから市民の考えを聞いて、それで協議をしていくという方法があると思います。委員さんがフィードバックをする、そういうシステムじゃないですけど、そして地区、市民の考えをより多く聞いて、この議題に対して検討していくという方法もありますので、その点の3つをお伺いいたします。集約したニーズを集計調査なさるのか、それと対話並びにシンポジウムを開催できるのか、それから委員さんのフィードバックの時間を設けていただけるのか、その3つをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

芦塚議員、最後の3番目の質問の中で、「部落」という言葉を多用されましたけど、集落なり地域なりに訂正したほうがいいと思いますけど。

○13番（芦塚典子君） 続

最近はいいいという判例が出ております。ですけど、いろんな形でほかのを連想される方がいらっしゃいますので、地域ということをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

御質問は3点だったかと思います。

まず、ニーズ把握の検討、協議とありますけど、委員会でニーズを把握できるかというようなことだと思いますので、それについてお答えをしたいと思います。

今回提案の委員会では、市民を中心とする委員の皆様の意見や各自治体の事例などを踏まえて、塩田庁舎の利活用について必要な機能などについて検討していきたいと考えております。

なお、市民のニーズの把握につきましては非常に重要なことと認識しておりますので、委員会とは別に、市民が参加できる、意見が発言できるような機会を設けて、市民の皆様からの御意見をお聴きしたいと考えております。

それと、2番目でございますけれども、この課題を明確にして、庁舎等のアイデアを深く議論できるかということで、対話集会方式というようなこととお伺いをいたしました。利活用においては地域の特性を踏まえた上で検討をする必要があると考えております。このため、経験豊富な有識者や多くの市民、特に塩田地区の皆様のお意見をいただくことにより課題の明確化と新しいアイデアの創出を図っていき、その意見等を委員会の中で検討、協議していきたいと考えておりますので、そのような市民の方との直接的な対話という形ではなくて、アイデア出しの部分での説明会ではなくて、そういったワークショップとか、そういった部分も含めて検討をしていきたいと考えております。

あと、話合いの周知の部分でございますけれども、市民への情報発信といたしましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、市のホームページへの委員会開催ごとの議事録、あと、委員会提示資料のその都度の掲載等について、内容について周知していきたいと考えております。

委員さんのフィードバックの話がございましたけれども、この条例の中では委員さんに、各地区での、こうであったよとか、そういった部分での報告会の義務という部分はお願ひする予定はございません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

すみません、最後の報告会は、その後がちょっと聞こえなかったんですけど。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

この条例の中で委員さんに、各地区とか、各団体での報告会を開催してもらうという部分は義務づけはしておりません。ですけれども、各地域の代表者の方に協議をいただきますので、この内容等を地区でお話しいただく、報告していただくという点は十分に、どちらかというとやっていただきたい事項なのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

説明ありがとうございます。

まず、市民の参加できる機会を設けるというお答えがありました。どのような形で何回ぐらい市民の参加、報告会じゃなくて意見を交換できる会をどのような形で何回ぐらいしていただけるのかというのが1つ。

もう一つは、地域の特性、あるいは歴史性というのが一番大事だと思うんです。合併してから、武雄市は50年たつけどいまだになかなかあるとか、鹿島市では、私も聞いたことあるんですけど、蓮池藩であるとか、本藩であるとか、そういう話がいまだに出てきます。ですので、やっぱりこういうのは、市民の了解、あるいは理解を得るとというのが一番大事ですので、地域の特性、あるいは歴史性というのを十分に市民からの聴取をしていただきたいと思います。

それで、周辺施設の環境整備ということで、ある地区では小学校、あるいは福祉施設、商業、金融関係、それを全て資料として提出して議題となさっている特別委員会もございます。ですので、今まで議会のほうでもこの周辺施設の環境というのはなかなか調査できなかったもので、周りの小学校や福祉施設、あるいは商業、金融関係、これの状況を把握して——伊賀市なんですけど、「今後の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用等」にかかる庁舎整備特別委員会というのをつくってあります。やっぱりにぎわいづくりということでありますので、周辺の商業施設、あるいは学校、こういう施設の状況、あるいは今後の動向というのまで調査して検討なさったらと思います。

それと、これは次をお願いするつもりでしたけど、報告会はないということなんですけど、地域に持ち寄って市民の方に説明をお願いしますというふうなことを一言添えていただければと思います。

以上、3つの件についてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、市民参加の部分の回数ということでございますけれども、回数は、こういった形でお示しできるのかというのもありますので、現時点では何回ということはお答えができかねると考えております。提示に1回必要なのか、議論する場で1回必要なのか、その辺は協議をして決定をしたいと思っております。いずれにしても、市民の皆様にごこの利活用につい

での御意見を聴く場と、機会という部分は設けたいということで考えております。

2番目に、歴史性とかそういった部分、周辺地区の状況、こういった部分についてでございます。今回お出ししている分につきましては、庁舎の建設に伴う嬉野地区への統合に係る部分がございます。塩田地区の住民の方、不安の部分があるということでお聞きをしておりましたので、まずは、ここの庁舎の利活用のどういった形で使っていくのか、先ほどにぎわいというような御発言がありましたけれども、活性化に向けてどういった施設にしていくのかというような、塩田庁舎、ここのビジョンを示す必要がまず第一と考えております。そういった各金融機関だとかというようなお話もありましたけど、経済状況、そこも含めてのここの利活用にはなるかと思えますけれども、そういった全域の部分ということではなくて、まず、ここの塩田庁舎の活用に向けた周辺地区のビジョン、そういった部分を示すということで、まずは考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次、第3条ですか。

○13番（芦塚典子君）続

3回目ですよ。

○議長（辻 浩一君）

2回目のときも、手を挙げてされたので、それもカウントしておりますけれども。

○13番（芦塚典子君）続

さっきは……

○議長（辻 浩一君）

確認の場合、着座の状況でしていただければいいんですけども、手を挙げてされたので、それもカウントしておりますけど。

○13番（芦塚典子君）続

あくまでも確認でしたけど、よく聞こえなかったの。カウントされては困りますけど。

○議長（辻 浩一君）

そしたら、3回目どうぞ。

○13番（芦塚典子君）続

3回目の質問です。

今、御回答がありましたように、市民の対話集会等、開催していただけるということなんですけど、これが一番大事だと思います。やっぱり市民の理解、了解、認識を得るとというのが一番大事だと思いますので、対話集会、あるいはタウンミーティング、そういう形で双方からの意見が出るような形、それをあくまでもしていただきたい。

それと、全市民に対するシンポジウム等を開催して、どこでも反対意見はありますけど、

それで市民の了解、あるいは理解というのが深まると思いますので、こういう市民間とのミーティング、あるいはシンポジウム、そういうのをぜひ数回開催していただきたいと思います。

それと、周辺施設の調査というのは総合的にはしないということでしたけど、今後の大きな問題で周辺施設に影響を及ぼすというのは皆さん周知のとおりです。その不安をどうして取り除くかというのを、今からこの施設が移転してからこがんなった、うん、あのときこがんなら言えばよかったじゃなくて、小学校とか、商業施設とか、そういう方たちとも連携して、商工会とか——「今後の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用等」にかかる庁舎整備特別委員会というのは月2回開催して、商工会とか、小学校とか、商業施設とか、そういう方たちの話合いをしています。ですので、とにかくなくなってからというか、結果が済んでからの話では遅くなりますので、その前にこういう案件を話し合うという機会を設けていただきたいと思います。

それと、報告会ということなんですけど、次の人選のところでもたまたまお伺いいたしますので、以上、2点を返答お願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

対話集会というような呼び名で御発言でしたけれども、よりよい庁舎活用に向けての塩田地区の方を中心とした意見をお伺いして、それをどういった構想に反映できるかという部分の意見聴取というような形で考えております。

あと、地域の調査の件ですね。調査については相手方の周辺地区の民間の金融機関だったり事業所さんということもありますので、その辺は配慮をしながら、庁舎のほうに入っていくとか、そういった部分では関係性もいろいろ出てくるかと思えますし、経済状況の動向調査という部分は考えておりませんが、そういった形で各団体との対話は改めて図っていく必要があると考えております。

以上でございます。（「第3条いいですか」の声あり）

○議長（辻 浩一君）

次、第3条行きます。ちょっとその前に、答弁の確認の場合は着座のまま確認をしていただきたいと思います。いいですか。

それでは、第3条をお願いします。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

第3条の質問をさせていただきます。

委員会の委員が15人の構成となっておりますけど、具体的には人選はどのように計画され

ているのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

この条例については、本議会で議決をいただいた後に人選については具体的に進めていく予定ではございますけれども、先ほど山口虎太郎議員のときにもお答えしましたとおり、専門的な知識や経験をお持ちの大学教授や、これまでに各ほかの地域でこういった同じようなケース、庁舎等の利活用について携わられた方がいらっしゃいますので、その方をファシリテーター役というような形をお願いをしたいと思います。これは今のところ1名を予定しております。あとは、市民の方々の、地区、あと団体、こういった方々からの推薦という形で構成をしたいというふうに考えております。

地域の代表者というのは、先ほどもありましたように、各行政区並びにコミュニティー、あと、地域の各種団体という部分では、相手方に全然まだお話を打診しているわけではございませんけれども、想定されるのは商工会さんだとか、そういった町並み保存会だとか、そういった部分が想定はされるのかなということで現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

専門的な方が1人というのがちょっと、どういう専門かというのは分かりませんが、いろいろまちづくりとか、理工関係とか、コミュニティー関係とか、公共行政とかいろいろいらっしゃるの、そこら辺がちょっと分かりません。専門的な方ですね。

それと、地区の方と団体の推薦の方というのがありました、コミュニティーとかですね。それは、できれば15名お願いしたいです。ただ、この問題に一番積極的に取り組んでいらっしゃる区長さんたちが、請願書とかいろいろ出されておりますので、区長さんたちをぜひ推薦の形でこれに参加していただきたいのですけど、ただ、ここで任期というのが区長さんがありまして、任期の途中で交替されるというのが検討会の継続というのが一番低くなるのかなと思いますので、区長さんが推薦されても任期で関係なく継続できる方、代表とか、そういう方の推薦をお願いしたいと思います。もちろん、区長さんも代表なんですけど、任期が来ても交替をしなくていいような形で区長さんの参加をお願いさせていただきたい。ほかの方もそうです。3月、4月で任期が切れてとか、9月で切れてとか、そういう方がいらっしゃいますので、そういう検討に支障がないように、そこら辺を勘案していただきたいと思いますが、推薦の形でですね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

人選でございますけれども、まず、学識経験者等という部分ですけれども、塩田地区のまちづくりに関する部分も大きいですので、具体的にはまちづくり関連、あと民間活用等についても重要になってくると思いますので、こういった専門知識を有している方というふうな想定をしております。

それと、地区の区長さんとかの任期の問題があるということですが、この条例では、地域からの推薦ということですので、こちら、市側が誰々をお願いしますということじゃなくて、区長さんになる場合も往々にしてあるかと思えます。任期縛りというような部分は考えておりませんので、その地区で推薦される方になりますので、引き続き委員を受けていただくということは可能だと承知しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

質問ではありませんけど、とにかく任期途中で替わるという方がいらっしゃったらちょっと困るじゃないですけど、替わらないように、この委員会中は継続して審議していただける方を推薦をお願いします。

ということは、区長さんというわけじゃなくて、団体の推薦の形ということで代表を出していただいてよろしいでしょうか、そういう形で。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

地域、行政区からの推薦の方というようなことで推薦をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次、第4条、第5条ですね。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

委員会の開催の回数と期間はどれくらいなのか、考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

委員会の開催の回数につきましては、今年度については、予算のほうは3回の計上をさせてもらっておりますけれども、一応3回を目安に、2回、3回というようなところで考えております。

全体的な計画の構想の取りまとめまでにつきましては、令和5年度末までが一区切りということで考えておりますので、来年度につきましては、その回数については、その進行状況とか、内容の案の部分を検討しながら開催回数については決まっていくものだと考えております。

期間については、一区切りとして基本構想策定というような部分を目指しておりますので、それが令和5年度末をめどにしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

今年度は3回ということをご予定されておりますけど、来年度は——この「今後の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用等」にかかる庁舎整備特別委員会というのは月2回開催してあったようです。それで、令和5年度については毎月開催していただくというような方向でお願いしたいんです。

それと、市民の方は、ここの議場に入られた経験があるとか、議長室とか、市長室に入られた方が全ていらっしゃるわけじゃないので、この開催のときに、庁舎の視察、あるいは周辺施設の視察、そのうちの1回にそういうのを加えていただければ、どのようにこの庁舎を持っていくかというのが、自分の目で見られたほうが理解しやすいんじゃないかと思います。この3回とか、机上だけで議論するのではなくて現地視察して、今後どのようにこれを持っていくかというのを委員の方に考えていただきたいので、庁舎の視察、あるいは周辺施設の視察というのもこの委員会の中に取り入れていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、御提案の月1回どうだろうかというようなところですが、今年度は予算の計上の分もありましたので回数を申し上げましたけど、来年度以降、月1回を約束できるものではないと思っております。あくまでも協議の内容等に基づいて、次の開催という部分を検討していきたいということで考えております。

あともう一点、周辺施設等の施設等も取り入れたらというようなところですが、こ

れについては、各事例、こういった部分の紹介は先ほど御説明をしましたけれども、いい事例等があって、そのような機会が許せば、そういったことも検討はしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

機会が許せばじゃなくて、ぜひこの機会を設けていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですか。

○13番（芦塚典子君） 続

一応答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

委員会の中でそういった提案の部分で、視察の部分も協議をしていただいて、そこで決定するということであればという意味での機会が許せばというような発言と御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をいたします。

まず、第2条ですけれども、第2条の中に、「(1)塩田庁舎等の利活用に関すること。」とありますけれども、塩田庁舎等とはどういうことなんでしょうか。どういうことを指しますでしょうか。

それと、「(2)その他塩田庁舎等の利活用に必要な事項に関すること。」とありますけれども、利活用に必要な事項ということは、何を想定されていますでしょうか、まずそこをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、この「等」というところでございますけれども、現塩田庁舎のみならず、その周辺に位置する施設、具体的には、現時点では中央公民館や図書館、歴史民族資料館などの想定をしております。今後の委員会において、より利便性を高める周辺地区の集約の可否や、また、整備を進めていく検討協議が必要ではないかということでございます。

それと、2点目ですけれども、塩田庁舎等の利活用においては、地域の特性を考慮しながら周辺公共施設等と一体的に考え利便性を向上させることが必要と考えておりますので、地域団体など等との連携や周辺施設の塩田庁舎への集約可否についても検討をしていく必要があります、このような事項を設けた次第でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

塩田庁舎等ということは、周辺施設の公民館とか、図書館とかということも含めての今後を検討していくということですが、ということは、先ほど言われましたように集約も考えてとありましたけれども、現塩田庁舎内にそういうのも集約して、ここの庁舎内にその施設自体を持ってくることも想定してのことでしょうか。それをお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

特に中央公民館等は、耐用年数とか、今後の使い方、物理的にどうしようかというような、別で課題もあるかと考えております。

位置的な部分だとか、そのほかの図書館とか、歴史民族資料館とか、そういった部分もありますので、今後検討の内容、進み具合と、協議の内容の部分が大きいですが、こういったことも考えられるのではないかとということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

周辺施設ということですが、周辺施設には商工会もございまして、そこは考えられませんか。

それと、ほかに想定できるような施設はございませんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、商工会さんのほうの事務所の件が出ましたけれども、相手方があることですので、こちらから同じこの施設に入っていただくというような考えは、その協議はもちろん必要であると思いますけれども、そこは商工会さんと市との協議になると思いますので、全く考えられないわけではないと思いますけれども、それはあくまでも商工会さんがどうやるということによって決定をされるものと考えております。

それと、ほかに考えられないかというようなところですが、今、公民館でいろいろな各事業をやっていると思いますけれども、それにはある一定程度のスペースが必要になっていると思います。その部分で、塩田庁舎のほうが活用しやすいだとか、そういった部分を各団体とか、市民の方に議論していただくというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

そしたら次、第3条。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、第3条についてお尋ねいたします。

こちらは質問もいろいろ出ておりますけれども、確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

まず、委員15人以内で組織するとありますけれども、先ほど課長の答弁では、1名がファシリテーター役の方として学識経験者とか言われましたけれども、まず、そういった方は1名ということなんでしょうか。ほかに、例えば15人の中に3名ぐらいはそういう経験者の方をお願いするとか、例えば、先ほど地区からの代表とかありましたけれども、塩田地区でも久間、塩田、五町田とありますけれども、そういった15人の人数の配分とか、そういうのは考えられていますでしょうか。

それと、公共団体が推薦する者とありますけれども、公共団体はどういう団体を想定されていらっしゃるのでしょうか。これが2点目です。

それと委員の選定の中に、通常でしたら、市長が認める者と今まで結構条例の中で記載されていましたが、今回それが無いのはどうしてでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、学識経験者等の1名というところですが、今想定としては1名を考えております。この委員会は、先ほどからありましたように、市民の方を中心とした委員会、意見を協議いただくという場にしたいということも念頭に地域、大きく4地区の部分と、コミュニティーの部分もありますので、その区分のほうから御推薦をいただくような形。何名という部分は決定しておりませんが、そういった部分。あと、地域の団体、公共的というような部分がありますけれども、これは地域の団体ということで、地域経済の関係もありましたので、御質問も先ほどからありましたので、想定しておりますのは商工会さんのほう、あと塩田津町並み保存会、あと社協さんだとか、教育、子育て関連の団体等さんというのも考えられるのではないかなということで、15名きっちり今の時点で確定をしているわけではございませんので、相手方の推薦の部分もありますので、その辺で判断をさせていただいて委嘱をしたいというふうに考えております。

あと、市長が認める者という部分がないということでもございましたけれども、15名の委員構成につきましてはこのような形で考えておまして、先ほどの専門的な部分は、委員会を円滑に進行していただく方は委員として委嘱する予定なんですけれども、その他いろいろな専門的な部分や民間活用だとか、まちづくりだとか、そういった部分に関わってくる部分については、その都度招集できると、委員としてではなくて、そういった委員を招集できるということでしておりますので、そういった形で参加をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

先ほど塩田地区に久間と五町田と塩田地区と申しましたけれども、大草野地区も入っておりました。失礼いたしました。

今回、市民の方の、地区の方の代表を構成しての会議ということで、私もいい委員会ができたらなと思っております。その中で、先ほど芦塚議員からも御質問がありましたけれども、私もさきの議会では、今回の塩田庁舎の問題に関しては広く市民の方から意見をいただきたいということで、ワークショップとかそういうのを開催しますという御答弁をいただいたときに、ワークショップをしていただけるんだと思ってうれしく思っておりました。今年度3回の会議があるということですが、できたらそれに同数ぐらいのワークショップをしていただければと思います。そこに関しては、ワークショップとか意見聴取の意見をいただく機会というのを設けますということですが、具体的にはまだお示しいただけないですが、できたら嬉野地区、塩田地区合わせて、一緒に考える会としてしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

市民の意見を聴取できる機会、場というようなところで、一例としてワークショップの部分を挙げましたけれども、回数については、ワークショップの回数、参加できる方、できない方、時間帯とかもありますので、そういった意見の聴取については工夫を凝らしながらやりたいと。アンケート等も考えられるのではないかとということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

3回目です。

この会議とかについては、先ほども周知とかどうされますかというときに、ホームページで掲載しますとありましたけれども、私もよく会議の開催をホームページで見るんですけども、結果としての開催しましたという議事録とかは載っていますけれども、会議を開催しますというのを2週間前という規定というのがあると思いますので、ぜひそれを守っていただいて、会議を開催しますよというところを2週間前にはぜひ積極的に公開をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

そういった場の周知につきましては、なるべく伝わるような形での早めの周知に努めたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

私も議案第41号についてお尋ねをいたします。

前3者のほうがかなり質問をされていますので、中身的にはほとんど理解しているつもりなんですけれども、今回、嬉野市庁舎検討委員会に合わせて、また、塩田庁舎利活用検討委員会を設置されるということは、できるだけ塩田町のこの庁舎を今後どのように活用していくかということを検討されることは非常にいいことで、市民の皆様の意見を聴くことは非常

にいいということでも理解しております。

質問に挙げておる、その他必要な事項に関することとはどのようなことを想定しているかということで、今までの質問の中で返答をされていますけれども、市の庁舎としては、公民館、保健センター、図書館等が隣接してすぐあるけれども、もっと枠を広げれば、隣には塩田中学校があるし、リバティがあるし、中央公園がある。また、町並みの伝建地区もあるというようなこともあるというようなこともありますので、そこら辺をもっと大きく含めてのその他、塩田庁舎等の利活用ということで考えておられるかをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

塩田庁舎等という部分で、公共的な周辺の施設の集約できるかとか、そういった部分を御発言させていただいたところですが、一体的な塩田地区のこの周辺の利用というようなところも今後広く検討をしていく必要があるということでは認識をしておりますけれども、まずは、今年度はその塩田庁舎内の利活用、民間活用も含めたところで、そういったところを検討していくと、おのずと塩田地区、公園、学校、そういった部分への利活用とか、そういった一体的な考えという部分も出てくるのではないかなということ考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今後、塩田町民がここを利用する場合、非常に重要なのが駐車場ですね。今1階のほうと地下のほう、駐車場がありますけれども、今後そこに職員の駐車がかなり減ることになってくれば、かなり空きスペースが出て、フルオープン的な駐車場として大きくここを活用していただければ、周辺地域に来られる方の駐車場、いろんな会議でここに来られたときも、私たちが駐車場に非常に困っている状態がありますので、そこら辺の駐車場の利活用を含めて検討をしていただければと思います。答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

塩田庁舎の利活用という部分では、今、議員御発言の駐車場も含めた利活用という部分で考えておりますので、委員会の中でよりよい活用法だとか、市民の方に活用をしていただける施設という部分で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

それでは、次の第3条のほうで、先ほど増田議員さんも質問されていまして、重なるかと思えますけれども、「公共的団体等が推薦する者」とありますけれども、塩田には、塩田地区、五町田地区、久間地区、大草野地区と4つの地区が分かれておりますけれども、大体同じような均等割りと言ったらあれかも分からないけれども、人数的には15名、14名での、割り振りの的には大体同じようになると考えてよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

塩田地区の4地区の方々の代表の方々ということで、現在のところ、バランスの取れた人数配分としたいと考えております。そのほかの地域団体の部分は、推薦をしていただく方によって、市民の方であれば地域の偏り等は出てくるのは仕方ないのかなということで考えております。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（辻 浩一君）

これで議案第41号の質疑を終わります。

ここで換気のために11時10分まで休憩をいたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

休憩前に続きまして議案質疑を続けます。

次に、議案第42号 嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。

議案第42号について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、質問いたします。

第3条につきまして、その中の第2項、施設管理の委託については、委託先も含めてどのように考えておられるのかということでもまずお尋ねをいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

この塩田津公開活用施設につきましては、管理は市が直営で行う予定にしておりますけれども、一部の業務を委託する予定にしております。例えば、鍵の開け閉めですとか戸締まり、それから、空調や照明のスイッチの切替えなどの業務を委託したいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりました。基本的には直営ということで理解しました。

そのほかの項にありますように、やはり開閉の鍵のチェックとか、そういった部分、それからエアコンの管理とかあるだろうから、当然、人手が要るだろうということで考えております。

また、以前の情報ですけれども、コロナ禍でこの数年に関しては来場者も限定的ではなかったのかなと思いますが、過去の記憶では、6,000人から9,000人ぐらいの年間の来場者があっていますというようなことを記憶いたしております。他の伝建施設等を訪問しましても、こういったその地域の歴史等をしっかり見れるこういう施設というのを、まずこういう場所がないかなというのを歩いていますと必ず探しますので、塩田津もこれからまたたくさんの方に来ていただくという意味で、大変重要な施設になろうかと考えております。ですので、新しい施設を十二分に活用できるように管理等につきましても行っていただき、集客に向けて、また情報発信も含めて行っていただきたいということ、これはお願いになりますけど、捉えておきます。これに関して何か御説明いただける分があればお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

塩田津の中で、トイレを備えた案内所ができるということで、たくさんの方に利用していただきたいと考えております。この施設は職員が常駐をしませんので、日中、管理上、見回りなども必要かなとは考えております。オープンしてしばらくは運用状況、管理状況、使用状況を見ながら、よりよい施設になるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ありがとうございます。現在の検量所のところの交流施設、交流所も含めて、こういった

伝建等の地域の中で、ちょっとでも言葉をいただける方がおられる施設というのは非常に大事だと思っておりますので、今後ともよろしく願いをしておきます。答弁は結構です。

○議長（辻 浩一君）

次に、芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

同じ、議案第42号について質問いたします。

まず第4条ですけど、施設の構成ということで、公衆トイレは時間外、あるいは休館日も利用できるのかというのが1つ。

それから、案内コーナーはボランティア等を配置していただくのか。案内は、あそこの塩田津のボランティアガイド、そういうのも取り次いでいただけるのか。

それと、展示室、案内コーナーは利用制限があるのかという3つを御回答をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、1番目のトイレにつきましてですが、時間外、また休館日につきましても、公衆トイレは利用できるようにしたいと考えております。

次の2番目、案内コーナーにつきましてボランティア等を配置するのかということですが、1階の案内コーナーでは、塩田津を紹介するPR映像を視聴できるようになっておりますので、ボランティアの配置は予定しておりません。

それから、3番目の展示室、案内コーナーの利用制限があるのかということですが、まず、具体的な内容は規則で定めることにしておりますけれども、1階の案内コーナーは、来訪者の方が自由に行き来できる場所でございますので、占有することはできないと考えています。（発言する者あり）占有ですね。そこを独占して使うということとはできない、不特定多数の方が出入りをしますので、占有して利用することは難しいと思っております。ですので、例えば、使用は来訪者の方に自分たちが作った作品を展示して見ていただくような、作品展示などは可能ではなかいと考えております。

それから、2階の展示室ですけども、ここは企画展など、企画の展示をしているときは使用できませんけれども、仕切りができる扉がございますので、少人数の会議などでは利用可能だと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

1番の公衆トイレは時間外、あるいは休館日も利用できるということですね。それと、多機能トイレがありましたけど、これが多目的じゃなくて多機能トイレであるかどうか。おむつを交換できるとか、オストメイトの方にも利用できるのか等、多機能トイレであるかどうかというのをお聞きいたします。

それと、展示室、案内コーナーなんですけど、利用制限がなくて、独占してはいけませんけど自由に利用できるということなんですけど、条例を見た場合に、展示室、案内コーナーで、あるいは2階の企画展とかする場合に飲食に対する制限がなかったんですけど、飲食をしてよろしいのか。ここで来訪者が案内コーナーでお弁当を食べられるのは可能なのか。

それと、企画展でお茶等を出していいのか、お茶、お菓子をですね。そういうのは可能なのか、そこら辺が条例で分からなかったの、そこら辺の利用制限があるのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、トイレですけれども、ここはオストメイトの方とか、おむつ替えの台などを備えた多機能のトイレでございます。

それから、施設の利用についてですけれども、例えば、自動販売機で買った飲み物とか、来訪者が持ってこられた水筒などでその場所で飲むことは認める予定にしております。もし借りられた方がお昼のお弁当を食べるといようなときも、短時間であれば認める方向で今考えておりますが、ごみの関係もございますので、その辺りも詳しく規則などで定めていきたいと思っております。

それから、お茶の提供などについても、今現在でこうしますというのがお答えできないんですけれども、規則で詳しく定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

そしたら、展示室、飲食コーナー等、利用制限がある程度、お弁当ぐらいできるとか、展示室で抹茶、あるいはお菓子とか提供できるような、そういうのを規則で定めていただいたほうがいいかなと思っているところです。

次の第5条の質問をさせていただきます。

休館日の件なんですけど、休館日が年末から1月4日までということになっておりました。

年末年始に帰省されて、塩田津を散策されている方がいらっしゃるんです。ですので、年末はちょっと厳しいかなと思うんですけど、1月1日から4日まで、どうにか人員を配置して、帰省客、あるいは来訪者に利用していただけるように、そこら辺の休館日の変更を考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、休館日についてですけれども、この管理を担当する文化財グループが歴史民俗資料館で勤務しております。ここの資料館の休館日に合わせて1月1日から4日までも休館とさせていただきます。ただ、この休館の期間に行事が開催されたり、例えば、観光ガイドの予約が入ったりということが事前に分かる場合は、開館して利用できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

西岡家住宅は、日曜日に訪れる方が多いです。伝統的建造物保存地区はすごい人手なので、休館日というのは交替でしてあるところもありますし、この1月というのは来訪者が結構どこでも多いんですよ。ですので、この1月1日から4日まで、来訪者、あるいは帰省客が多いので、できたらここら辺を、予約だけじゃなくて開放していただければというのがありますが、考慮、検討の課題にさせていただきたいと思いますが、返答をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

今年度は1月のオープンで、来年の1月の状況というのがちょっと把握できないんですけども、実際に利用された方の意見なども聞きながら、もし要望が大きければ年始における開館についての必要性については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

同じことの繰り返しになりますけど、検量所にトイレがあるんですけど、おくんちのときに閉まっていたことがあるんです。これは時間外、あるいは休館日もここの公開活用施設は

休館日も時間外も使用できるということですので、すごく助かるんじゃないかと思います。

それで、この公開施設、活用施設も来訪者が多いときには活用できるようにしていただきたいと思います。同じ質問なんですけど、そういうことで、もう一度すみません、回答をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

すみません、今回この条例で休館日などを定めさせていただきましたので、この条例に基づいてしばらく運営はさせていただきますが、今後必要に応じて検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、お尋ねします。

先ほどの森田議員の質問の中で委託に関しては説明がありましたけれども、具体的などころをお尋ねします。直営で業務を教育委員会がされるというような形になりますけれども、利用申込みの窓口、支払い方法は、具体的な流れはどのようになるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

施設使用の申込みや使用料の徴収につきましては、教育委員会で行います。場所は歴史民族資料館のほうの窓口を考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それと、先ほど一部委託をされるという答弁の中で、鍵の開け閉め、あるいは空調機のスイッチの切替えというようなことで課長の答弁がありましたけれども、料金が200円徴収されるということで、空調機に関してはどのようにされるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

空調につきましては、1階も2階も常についている状況でございます。ですので、使用料としては徴収せず、この使用料に含まれているものと考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第45号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第46号 市道路線の廃止について、議案第47号 市道路線の認定についての議案5件を一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで議案第43号から議案第47号までの質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出補正予算について質疑を行います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページから15ページまでの歳入について質疑を行います。

10款. 地方特例交付金、1項. 地方特例交付金、11款. 地方交付税、1項. 地方交付税、13款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、15款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、15款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、16款. 県支出金、2項. 県補助金、16款. 県支出金、3項. 委託金、19款. 繰入金、2項. 基金繰入金、21款. 諸収入、5項. 雑入及び22款. 市債、1項. 市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで10款から22款までの歳入の質疑を終わります。

次に、事項別明細書16ページから27ページまでの歳出について質疑を行います。

16ページ、2款. 総務費、1項. 総務管理費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

6目. 企画費について順次発言を許可します。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

お尋ねします。

空き家バンク利用促進事業のところ、現在までに空き家バンクの契約数は何件ぐらいあ

りますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

空き家バンクの登録の実績といたしましては、制度開始以来これまで、登録の物件総数が102件でございます。うち、契約ということですが、成約した件数が合計で72件ということになります。令和3年度中の成約につきましては21件、令和4年度は9月5日まででございますけれども、現時点で6件の成約済みということでもあります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

令和3年、令和4年、何となく増えてきているのかなと思ってはいたんですけど、件数的に、成約件数からするとそこまで増えていないのかなという感じなんですけれども、それとまた、契約された場所というのは、市街地なのか、郊外なのか。また、塩田区、嬉野区、どちらのほうが多いか、教えていただけますか。

○議長（辻 浩一君）

古川議員、2番目、3番目も続けて質問しておかんとずっとできませんので、続けて2番、3番。

○3番（古川英子君）続

今、2番、3番、この内容を含めてお聞きしました。

○議長（辻 浩一君）

はい。企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、成約件数ですけれども、令和元年度から上昇傾向にあると。登録の物件数が増えたこともありますけれども、上昇傾向にあるということで、令和3年度21件、令和2年度はちなみに21件です。令和4年度に登録をしていただいた件数が少ないという部分もありますけど、現時点で半年まだたっていない状況で6件ということで、多少、割合的には少ないのかなと思いますけれども、極端に減ったというような状況ではないと考えております。

それと、市街地と郊外ということでございますけれども、積極的な流通、取引が難しい、困難であるような物件が空き家バンクに登録という部分が多いですので、必然的に郊外のほうが登録としては多いと、取引としても多いというような形になります。

あと、塩田、嬉野地区の比率ですけれども、これについては、特にどちらが目立って多いとかいうことはなくて、比較的、塩田地区にもございますし、嬉野地区にもあるというような状況でございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

そしたら、空き家バンクの利用から質問していいですか。同じ2つの事業を、庁舎整備関連事業と空き家バンク利用促進事業の2つを通告していますけれども。

○議長（辻 浩一君）

それを先にどうぞ。

○11番（増田朝子君） 続

よろしいですか。

では、先に空き家バンク利用促進事業でお尋ねいたします。

今、古川議員からの質問で契約数は分かりましたけれども、私がお尋ねしたいのは、現在の空き家バンクの登録数をお尋ねしたいと思います。

そして、この事業において転入者数、世帯が分かればお尋ねしたいと思います。

それが2点と、あと、今回補正で上がっているのが、リフォーム補助とDIY補助になっているんですけれども、問合せで多いということで今回計上されましたけれども、どこの地区が多いんでしょうかというお尋ねをしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

現在の登録件数ということでございますけれども、先ほど全体が102件ということで、これは取引が終わった分も含めての数になります。現在、市のホームページに掲載している物件の数ということでございますけれども、この分は、空き家が今現在13件で、空き地のほうも載せておりますけど、この分が6件ということになります。

それと、転入者の件でございますけれども、本事業を活用した空き家バンク登録物件を活用した現在までの転入及び転入予定者は、これまで32世帯64人です。令和3年度の実績としましては13世帯28人、令和4年度は、現時点で2世帯6人ということで、ここ数年が比較的転入世帯が増えてきた実績がございます。初めの、制度を開始した時点では、この部分についてはあまり実績がなかったというような形になります。

あと、予算計上の内容はリフォーム補助、DIY補助という形で、この件数を上げさせて

いただいておりますけれども、令和4年度成約分だけではなくて、1年後までリフォームをDIYする方については対象としておりますので、昨年多かった、令和3年度の成約から検討をされて、DIY、もしくはリフォームをしたいという方が申請をしているというような数でございます。

塩田、嬉野地区については、先ほど物件登録と成約の部分でもありましたように、特にどこからが多いとかそういった部分はなく、嬉野地区、塩田地区、それぞれに実績がございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、先ほどこの事業を活用しての転入者数とかをお伺いしましたけれども、世代としてはどういった世代の方が多いのでしょうか。

あと、リフォームとDIYですけれども、事業の内容としては10のメニューがありますけれども、今回、決算書でも見せていただいているんですけれども、仲介手数料の補助とか、そういうのとかは実績がなかったんですけど、そういう問合せとか、ほかの1、2以外の問合せはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

今回、リフォームとDIYの分で予算を上げさせていただいておりますけれども、問合せについては、登録、金額的には1件1万円とかという部分ですので、この予算のある程度大きな分を占める部分というのがリフォームと、あとDIYになります。50万円までと10万円までということになりますので、この相談件数が多かった部分について算出をして、今回補正をお願いしている部分でございます。登録をしたいけれどもというような問合せは常にございますので、金額的にその分を何件と予想して計上することがなかなか不可能な部分もありましたので、ここはまとめてリフォームとDIYの分を基準として算定をさせていただいているというようなところです。

あと、転入者の世帯、どういった世帯かということでもありますけれども、いろいろなケースがございますけれども、ありましたのは、ある程度首都圏とか、市外の方の勤務、定年を迎えるとか、定年に向けて次のセカンドライフを考える方、そういった方の御相談とか、こういったリフォームの分については御相談があったかと記憶しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

世代としては定年を迎えた方とかもあられるということですからけれども、以前お伺いしたかもしれませんが、この事業の申請に対してアンケートというのは取られていたんですかね。もし取られていなかったら、アンケートというのをさせていただきたいと思いますし、また、この事業を使ってどうだったかというアンケートもあってもいいんじゃないかなと思います。あと、メニューでも、例えばこういうことがあったらいいんじゃないかという御意見もお伺いできるので、そういうアンケートに関してはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

移住者のアンケートにつきましては、応援補助金のほうについてはかなり件数もございしますので、アンケートを取っております。空き家バンクのこの利用に関しましては、転入以外の方の登録の分もありますので、一括したというか、同じような形式でのアンケートは向かないと考えております。アンケートの内容を網羅するような形では、リフォーム、DIYをした方とは、件数が少ないこともありますので、その都度聞き取りはできているものと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次、企画費ですね。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、企画費の庁舎整備関連事業についてお尋ねいたします。

こちらは主要な事業の説明書の1ページです。

先ほど条例でもありましたけれども、ここの中で、本年度の事業費内訳の中で、3,940円の3人分、報償費だったかな——ありますけれども、3回。学識経験者、有識者なのかということで3人計上されていますけれども、この対象者はどういう方なのでしょう。

それと、今回、来年度までの事業ということで基本構想ですけれども、今後のスケジュールをお伺いしたいと思います。例えば、令和4年度は会議の回数が3回とお聞きしておりますけど、5年度は——先ほどまだ未定とは言われましたけれども、基本構想策定業務が今回の目的なんですけれども、その後はどのような計画で5年度以降お考えなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、旅費の部分ですけれども、想定といたしましては、学識経験を有する者または知識経験を有する者ということで委員の選定を1名ということでありましたので、この分は1名ということなんですけれども、そのほか団体からの推薦される方、これは基本的には市民の方が選出されるだろうと措定がつかますけれども、それ以外の団体、経済団体、地域団体という部分でいけば、市外の方も想定されると。あと、また、委員以外での招集をこちら側からお願いする場合は先ほど御説明しましたけれども、その場合はこの費用弁償が必要ではないかということでの計上でございます。以上、3名分ですね。

それと、今後のスケジュールにつきましては、委託料の部分につきましては、令和5年度末という部分を予定しております。本議会で議決をいただいた後は、委員の選定及び庁舎の利活用についての基本構想の支援業務の受託者の選定にももちろん入るわけですけれども、年内をめどに1回目を開催できればなと思いますけど、受託業者との業務遂行のスケジュール等の検討の必要はあるかと考えておりますので、この進捗状況によってということ考えております。

それで、基本構想案をまとめていただいた後は、市としての方向を示す、それこそ基本構想をお示しする必要があると思います。この時点では、あり方検討の協議の後で庁舎建設の基本構想を策定したときと同じような形で、今後どの程度スケジュールだとか、事業費が必要なのかどうなのかとか、その財源だとか、そういった部分にも関わってくることで、今現時点ではその辺の詳細についてのスケジュール等については申し上げられないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

5年度末までに基本構想案を策定されるということですが、その後はまた基本設計とか、そういうふうに、嬉野庁舎についてもそのような段階であるんですけども、例えば、それを今具体的には申し上げられないかもしれませんが、年のスパンとしてどんなふう——最終的にはいつぐらいまでにこうして嬉野新庁舎が7年度末とかいうのがありますけれども、大枠でよろしいので、お答えできるところまで、どのように考えていらっしゃいますでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

嬉野地区に建設予定ということで今現在、新庁舎の整備のほうを進めておりますけれども、その分が合併特例債等々の活用の部分も見据えて、令和7年度末を考えております。ですので、こちらの窓口機能、そういった面もありますので、塩田庁舎の活用についても令和7年度までは庁舎の窓口の部分は必ずそういった体制は、こちらの活用については決定しておく必要があると思います。それ以外の民間活用だとか、こういった団体さんのほうがここで一緒にやっていくのか、そういう部分は随時協議、構想を実現するための時間といたしますか、その経過期間という部分はいつまでとこの時点では言えないと思いますけど、塩田庁舎の窓口という点ではそういった形になるかと思えます。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かりましたのであれなんですけど、簡単に。今回追加補正ということで、塩田庁舎等の活用構想策定支援業務の183万円と来年度継続費として367万円、合計の550万円ということで、単純に半分してあるのかなと思ったんですけども、こちら辺の内容について若干、もう少し説明をしていただきたい。

あと、委託先として、庁舎建設のための基本計画策定業務というのが今行われているのかなというふうに思いますが、そこと今回の支援業務と関連というかな、していくのか、それとも全く別のところでの委託というふうになるのか、そこら辺について説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、年度割の件でございますけれども、回数が今年度3回というような部分での組立て支援業務についても委託料を計上しているところでございます。今後、来年度は基本構想の組立ての部分、取りまとめの部分とか、報告書とか、そういった部分は出てくるかとは思いますが、一応算定といたしましては、今、議員御発言のとおり年度、今年度があと半年と来年度が1年というような履行期間での算定としております。

それともう一点の、庁舎建設のほうとの関連の業務と関連するののかという部分ですが、今回の塩田庁舎等利活用基本構想策定支援業務、この部分につきましては別発注を予定しております。理由といたしましては、新庁舎整備後の塩田庁舎の窓口、相談機能、そう

いった部分や新庁舎等のDX関係の整備、連携、こういった部分、非常に連携する部分があるということは認識をしておりますけれども、塩田庁舎の利活用の検討を中心に新たな塩田地区のまちづくりと、地域拠点づくりというような部分も大きく命題としてあるということで認識しておりますので、その点で別発注としたいと考えております。現在、庁舎整備のほうで業者選定している部分についても、建設の基本構想の中では塩田庁舎の利活用という部分も基本方針に盛り込んでおりますので、この辺は十分に連携をして行ってもらえるようにするというところで進めております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かったんですが。そうなってくると、嬉野に新庁舎が建設をされて、それに伴って塩田のここの庁舎をどうやって利活用していくかというその検討をやっていく。そして、嬉野の新庁舎ができると同時に、この塩田庁舎もスタートするというかな、ここで検討をされたものが同時にスタートするというイメージで考えておいていいわけですかね。そこら辺だけ。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

先ほどの窓口の移行じゃないですけども、こちらの塩田庁舎への開設という部分では、新庁舎とリンクした部分がもちろんあると思います。民間活用とか、そういった部分については、例えば塩田庁舎のここに入居していただく団体、企業さんがあるのか、そういった部分も検討していくわけですけども、それについては、その時点時点によって変わってくる部分もあると思いますので、7年度末、新庁舎が完成したときが塩田庁舎の完成形ということではないと思いますけれども、それに向けた構想を今年度ある程度絵を描いていきたいと、意見をお聞きしたいという部分では考えておりますので、構想の中では、ある程度市民の方が、塩田庁舎はこういう形になるんだなというようなイメージが描けるものをつくりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かりました。そういう中で、民間の方との話合い等も含めて、塩田庁舎をどうやっ

て活用していくのかということになってくると思いますが、ここでこれを言うのはあれなんですけど、嬉野の新庁舎に関しては合併特例債を使ってやるということなんですよね。こちらをそういうふうに塩田の方たちの代表者の方でどうやっていいものをつくっていかうかという話し合いをする、じゃ、そういう中で民間の事業者等おいて、もしこの中を使ってどうかとか、とにかくいろいろ話が出てくる。そういったときにここを改装なりなんなりをするというふうになったときの財源、そこら辺については何か考え方ってあるのかどうかというのを最後にお聞きいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えします。

塩田庁舎の活用については、いろいろな改修だとか、そういった費用面についても重要なことということで考えております。議論が進んでいく中でその辺も一体的に、財源だとか、手法だとか、そういった部分は検討をしていくものということで、最終的には市が判断することにはなると思うんですけども、現時点で頭に描いているのは、市庁舎の部分は市のほうでいろいろな財源を見つけながら整備していくことも考えられますけれども、民間で活用してもら分等については、いろいろそういった民間活用の資金を入れていただいて活用していくというような方法もできるんじゃないかというようなところで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今までの質問である程度理解できましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

8目．情報管理費について順次発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、質問いたします。

補正予算書の16ページ、11節と17節になりますが、まず、11節の役務費のほうで、テレ

ワーク等推進事業16万5,000円の分です。主要な事業の説明書の3ページになります。

ここでは職員宅の環境整備ということで説明が書いてありますけれども、新たに整備が必要な職員がいらっしまったのかなというのが私のまずは質問でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

今回の補正につきましては、テレワークを行うことができるように、中には、職員の中でテレワークに対応できる環境、Wi-Fiであったりパソコンがなかったりとか、そういった声もお聞きしていたところです。

そこで、職員を対象にテレワークの環境に係る調査を行ったところです。その中で、回答者が218人のうち、テレワークで業務を使用できるパソコンを持っていない職員が46人、あと、インターネットの環境がない職員が25人ということで回答をいただいたところです。これらを踏まえまして、今回、職員全てが、望めばテレワークができる形に整備するための補正ということでしております。職員が何かしら新たに整備を自宅でする必要があるかという御質問については、まさしくそういった整備が必要な方もいらっしまうので、今回のパソコンであったりポケットWi-Fi、こういった購入費の補正をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりましたけれども、これを見ている中で、なぜお尋ねしたかったかということ、そういった環境がない、それから今説明がありましたように、パソコンも個人的なことです、あまり言及は避けませけれども、そういう状況というのが、現状の業務等には差し支えなかったのかなというような思いもありまして、あえてお尋ねをしたところです。

この件につきましては以上、内容は分かりました。

そしたら、今の答弁は要りませんので、そこまでの質問といたします。

○議長（辻 浩一君）

次に17節。

○12番（森田明彦君） 続

それから、17節。このテレワーク等推進事業、今回は657万6,000円ということで、同じく主要な事業の説明書の3ページの中にありますけれども、30台ですかね。共用のパソコンと

ということですが、当然、複数の職員さんが共用するという前提だろうと思いますので、それぞれのセキュリティ対策について確認をしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

今回貸与するパソコンにつきましては、通常、庁舎で使用している自分のパソコン、これは職員1人1台配置があるんですけど、その自分の通常使っているパソコンに接続をして、リモートの操作で使用するものです。ですので、その貸与するパソコンに個人情報等が記載されることはないということになります。

なお、貸与するパソコンにつきましては、嬉野市の情報セキュリティポリシーというのを策定しておりますが、そういったものを遵守して、当然その職員のモラルの下、貸与をしていくものですので、職員は承知しているかと思っておりますけど、そこはしっかりと再度指導を行った上で貸与をしてまいりたいということで考えております。貸与するパソコンに個人情報とかが入ることはないということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

課長、1つだけ確認です。ただいま説明の中で、この30台のパソコンは、個人の自宅に持ち帰ることはないということでしたっけ。その可能性もあるんですよね。当然テレワークというのがありましたから。すみません、再度そこを確認を。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

テレワークですので、貸与するパソコンについては当然自宅のほうに持ち帰って、今事務室に設置している自分のパソコンと接続して使用をするというような形になります。ですので、貸与するパソコンに個人情報が入ったりすることはないということになります。あくまでも、今設置しているパソコンと庁舎にあるパソコンとリモートでつなげて、それを操作するというようになります。

以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

同じく、17節の備品購入費のところでお尋ねします。

利用方法について伺う、部署や人数等について聞きたかったんですけど、先ほど217名中46名ということがあったので、そこはそれなのかなと思ひまして、私の質問に関してそういうふうな理解をしています。

あと、新型コロナウイルス感染者が今減ってきていますし、減ってほしいんですけども、そうなった場合に今後、このパソコンやポケットWi-Fi、それをどのように活用されるのか、教えていただけますか。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

それでは、テレワークの運用、勤怠管理関係は総務・防災課、人事のほうでございますので、こちらのほうで答えをいたしたいと思ひます。

確かに、新型コロナウイルス等の減少がございまして、感染者は減少傾向にございすけれども、今回も含めてテレワーク環境の整備によりまして、業務の中では、ウェブ会議ですとか、それからウェブでの打合せに参加したりとか、それから、業務としては避難所としての活用ですとか、それから議会におけるペーパーレス化への対応などの条件が可能になるという形になります。こういったこともございすので、新しい生活様式への転換を図る中でテレワークを推進することで、一方では、職員の育児ですとか介護など、家庭生活の時間のための休暇取得も可能ということもありまして、柔軟な勤務形態を可能にするためにテレワークの推進を活用していくというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

そこまで聞けたからちょっと安心したような形で、やはり今だけの問題だけじゃなくて今後そこまで考えていただいているので、何かちょっとほっとした感じなんですけど、一番最初の新型コロナウイルスのところのことと言われたときに、コロナ禍になりましたよと、じゃ、Wi-Fiとかどんなして持っていくのかなとか、何かそこら辺で、あまりにもこれを活用するために新型コロナウイルスが前に出たのかなという感じがしたんですけども、先を見据えて購入されているということだと理解いたしました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、テレワーク等推進事業についてお尋ねいたします。

この事業は、以前にも予算化されて実際行われていると思いますけれども、例えば、前は課に1人ずつとかというお話もあったんですけど、今のテレワークの現状をお伺いいたします。

それと、2番目に、貸し出し用ポケットWi-Fi10台、貸し出し用PC30台の根拠をお伺いしますとありますけれども、それは先ほど言われた職員の方のパソコンの、自分で持っていらっしゃるかということのあれかなと思いますけど、そこも確認いたします。

それと、このテレワーク推進ですけれども、今後このテレワークを推進される上で、どのような計画で行われようかとされていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

それでは、まず、テレワークの実績でございますけれども、令和3年度の実績といたしまして、年間で申請件数が211件、人数にして118名が申請書を提出しております。令和4年度につきましては、8月までの5か月間の実績で申請件数が65件、38名が提出しております。ちなみに、1か月当たりの平均にいたしますと、令和3年度が、申請件数が約19件で平均の人数が11名、令和4年度が、申請件数が月当たり約16件で約10名というふうな形になっております。

1番目に関しては以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

2番目の御質問にお答えいたします。

これにつきましては先ほど森田議員の御質問でありましたが、今回職員を対象にテレワークの環境調査を実施したところ、同じ回答になりますけど、テレワークに対応するパソコンを持っていない職員が46人、それと、インターネット環境がない職員が25人という結果です。そういったことを踏まえまして、今回の補正をお願いしたところ です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

3点目のテレワークの今後の計画ということでございますけれども、テレワークの推進についての計画というのは特にございませんで、先ほど申し上げましたように、申請件数はテレワークのできる職員数と比べて大分少ないというふうなことがございます。ということでございますけれども、先ほど古川議員への答弁でも申し上げましたように、業務の改革ですとか、それから、職員の休暇の取得ですとか、そういった柔軟な勤務に対応するような形で、各課において業務の工夫ですとか、改善というのを努めてもらうことによってテレワークの環境を生かしていくというふうになればいいなと思っているところです。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

テレワークのこれまでの実績としては、令和3年度が19.0件で11名と、令和4年度が16件と10名という御答弁がありましたけれども、今後このテレワークを進めていく上で、現在も課ごとでちょっと温度差があったりとか、申請の度合いが課ごとで違うと思うんですけども、そこは、例えば、そういう今先ほど言われた10名とか11名とかありますけれども、課ごとでテレワークができる業務等あると思うんですけど、そこら辺の認識はどんなふうに使われているんでしょうか。

それと、今の数字としては担当課としては多いと見ていらっしゃいますか、少ないと見ていらっしゃいますか、テレワークの件数ですね。そこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まずもって、テレワークの勤務ということになりますと、テレワークのできる業務としては、例えばですけども、会議資料の作成ですとか、通知とか報告書とか文書の作成、それから、データを入力すること、それと、そのデータの整理ですとか、いろいろ政策的なことを考えるというような形がテレワークの業務としてはできるということでございますので、やはり実績を見てまいると、管理部門とか、そういったところの部署ではテレワークをしやすいですけども、窓口の部分ですと伸びていないというふうなところがありますので、そういったところの、課によってテレワークしやすい、しにくいという環境があろうかと、それは思っております。したがって、次の感染症ですとか、業務を改革していく中で今は多いとは思っておりませんので、これを増やしていくということが必要であると。そのためには、やはり各課において工夫をしてもらうということが必要なのではないかと考えている

ところでは。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。今回、パソコンを所持していらっしゃらない方も含めて30台とかの貸出しをされるわけなんですけれども、今後進めていく上での課題とか、これまでも含めてどんなふうな課題がございますでしょうか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

実際、いわゆるコロナ禍というふうになってから2年とか、あるいはもっとたっているわけなんですけれども、先ほど申しましたように、窓口部門、そういったところではテレワークを伸ばすのはなかなか難しいというふうな、自宅で勤務できない業務というのは必ずございますので、あろうかと思えます。

ですので、課題としては、それは先ほど言いましたように業務を改善することによって、テレワーク環境を生かすような業務の工夫というのをそれぞれ考えていかなければいけないなというところでございます。実際、私どもの課なども、何かと出勤する機会が多くて家で仕事ができないというふうな状況というのは多いものですから、そういった中でも工夫、改善をしていくというふうな形が必要かと思っています。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かりました。そういう中で、なぜ今なのというのがあったんですよ。これだけテレワーク、テレワークと、新型コロナウイルス感染が拡大している中で、いろんな企業でテレワークというものになった、はやるといえるか、あれなんですけど、新しい働き方ということになってきた。そういう中で、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を使ってのパソコン30台ということなんでしょうけど、分かるんですよ。もっと早くこれって対応できたんじゃないのかなという気がするんですが、これが今回このタイミングで計上というのが、若干遅過ぎたのかなという気もしないでもないんですが、その点どうですか。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

なぜ今かという御質問でございますけれども、地方公共団体における取組の状況ですが、これが令和3年10月1日の時点での調査で、都道府県と政令指定都市は100%、市区町村で49.6%の導入となっております。その後も多くの自治体で導入を検討しているということになっておりまして、今ではかなりの自治体で導入が進んでいると思います。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、政府から地方公共団体や企業に対し、時差出勤やテレワーク等を強力に推進することが呼びかけられて感染症対策としてのテレワークの重要性が急速に認識されたところです。

本市におきましても新型コロナウイルスの第2波が来ていた令和2年9月に、テレワーク実施要領を定めて開始しております。さらに、令和4年に入りますと第6波の拡大時期となりました。令和4年2月に総務省から地方公共団体におけるテレワークの推進についてと題して地方公共団体向けにテレワークの一層の推進の呼びかけがっております。この時期になりますと、当初の感染拡大時期のような一律の出勤抑制は求められなくなっておりますけれども、総務省では、引き続き感染症対策だけではないテレワークの効果を示しながら、引き続きテレワークを推進しております。本市においても引き続きテレワークを実施しておりますが、やはり窓口や現場業務など、テレワークになじまない部署、それと公文書や資料が紙媒体であるということで利用者数が伸びていないところです。

今のこの意義ですけれども、先ほどからありますように、テレワーク推進の意義として3つございます。

1つ目は、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方を実現できる働き方改革の切り札であること。

それから2つ目は、ICTの活用により業務の効率化が図られることで、行政サービスの向上にも効果が期待されるものであること。

それから3つ目が、重大な感染症や災害発生時期に行政機能を維持するための有効手段となることでもあります。

こういったことを含めまして、今テレワークを推進していますけれども、全職員にこのような環境が整うようにということで、今回、臨時交付金もありましたので、補正予算を計上させていただきます。今後は、職員の働き方改革や業務効率化、災害時の業務継続性の確保といった様々な期待がありますので、今回の補正を上げさせていただきます。

また、市議会でもタブレットの導入よりICT化が図られており、市としましてもDX、デジタルトランスフォーメーションの推進も行っておりますので、今回の計上とさせていただきます。推進をさせていただくというような目的でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

長々と説明ありがとうございました。分かるんです。ただ、私が言いたかったのはね、昨年度の実績で、令和3年度211件の118名というふうな説明がたしかあったと思うんですが、そういうふうな中でテレワークを市としてもやっているわけですよね、職員の皆さんは。そういう中で、40数名がそういう環境がないとかがあったわけなんですから、やはりもう少し早く全職員さんでそれができるような体制をやるべきじゃなかったのかなと。それが、遅いと言っているんです、私はね。もう少し早めにこういうことは取り組んでほしかったなということで、そういうことです。それで、なぜ今になったのかなということを知りたい。何でもっと早い段階でこれを対応できなかったのかなということ。それは答弁できますか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

テレワーク、早い段階からこれはやんなきゃということで、国の実証実験等にも手を挙げてやってきましたけれども、実際やってみると、今まで決裁なんか、我々も判こをつけて回るといのがまだちょっとそこができていませんで、こちらの受け口のほうはまだテレワークに対応するにはしばし、ちょっと時間がかかるなというのが正直なところでございまして、そういったところで今回、この環境も調えつつ、今後の文書の電子化も含めて、その辺の業務全体としてやっぱり今から取り組まなきゃいけないということで今回のタンニングになったということで御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

これまでの説明で理解できましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

次に、17ページ、16目。広報広聴費について順次発言を許可いたします。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

質問をいたします。

予算書は17ページ、女性が輝くまちづくり推進事業800万円、主要な事業の説明書は4ページでございます。

説明書の中にあるフューチャーセンターというのが、まず、どちらに設置をされるのかと

いう点と、それと説明の中にありますが、未来志向型の対話イベントですか、こういったことを書いてございますけれども、具体的な計画内容をお示しいただければと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

それでは、お答えいたします。

まず、フューチャーセンターをどこに設置予定かということなんですが、これは合同常任委員会のほうでも説明をさせていただきましたけど、今回の事業につきましてはハード整備事業ではありません。あくまでもソフトの事業ということでまずもって御理解いただければと思っております。

どういったことかといいますと、本事業につきましては、様々な関係者を幅広く集め、未来志向の対話を通じて新たなアイデアや問題の解決手段を見つけ出し、相互協力の下で実践する取組、これがフューチャーセンターの概念ということになります。当然、この担当課につきましては広報・広聴課が窓口となるわけです。

なお、このフューチャーセンターとその場所というのは、例えば、昨年11月に開催いたしましたHAPPY TOGETHER PROJECT、これの会場につきましては、昨年は市内の旅館の一部屋を借用して実施をしてきたところです。ですので、今回このセンターをどこに置くかというのは、まずもって建物を建てるというイメージではないと思ってください。それで、その話し合う場所につきましては当然、毎回同じところになるかということとそうでもないということになります。その担当窓口は、あくまでも広報・広聴課という位置づけです。

なお、この本事業の具体的な計画ということですが、今回、本事業につきましては補助率2分の1の国庫補助金である地方創生推進交付金というのを活用させてもらっておりますけど、今年度は、そういった女性の雇用をどのようにまちづくりに反映させていくのか、どのような場づくりを行っていくのか、また、その先進事例との調査とか分析を行いながら、フューチャーセンターの仕組みづくりであったり今後の事業展開、そういったものを基本構想という形で計画を策定したいということで考えているところです。

地方創生推進交付金の事業を活用した事業につきましては、今のところ、今年度から3年間の継続事業ということで考えておりますが、それ以降も、4年目以降も当然フューチャーセンターの手法を取り入れて女性が輝くまちづくりといった事業を取り組んでいきたいということで考えております。

今年度は、あくまでも継続的にこういった昨年行ったHAPPY TOGETHER PROJECT、そういった場を提供できるように、そういった仕組みづくり、基本構想の策定を今年度はやっていくということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ただいまの説明で大体理解できました。センターという構想が、私が思っていたものとちょっと違って、バーチャルな中にそういった空間を設けるようなイメージなんではないか。それで、私たちもたまたま民間的な考えで、例えば、LINEの中で会合をやるという形で、出席者の顔を見ながら自宅で、そして自分のスマホあたりでもそういうことが可能ですので、そういうイメージと捉えていいでしょうか。ある場所に一定の人数集まってやるというものではなくて、そういった空間を使いながらの対話というようなことも当然想定されているということですよ。そこまでちょっと。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

基本的には、あらゆる利害関係者、ステークホルダーを一堂に会して、対話形式で行いたいということで考えておりますので、やはりどこか、先ほど言いました、昨年であれば旅館の一部屋を借りて実施をしたということになりますので、あくまでも対話ということで考えておりますので、空間というより、そういったことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりました。ちょっと勘違いしておりました。今回の事業そのものは、あくまでもそこにまず至るところまでの大きな枠組みをまずつくっていくというような計画ですね。会合につきましては、今説明がありましたので、理解できました。それでは、女性の輝くまちづくりということで期待しておきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私も、女性が輝くまちづくり推進事業でお尋ねいたします。

まず、先ほどもフューチャーセンターという言葉があって、その説明を受けましたけど、私は①に事業の詳細説明を伺いますとありますけれども、資料を頂いたときに、①基本構想の策定500万円、②企画・運営支援200万円、③広報・プロモーション100万円ということで、

計800万円という資料を頂きました。基本構想では、先進事例の調査及び分析、企画・運営支援では、基本構想作成に向けたフューチャーセンター手法の活用、広報・プロモーションには、基本構想作成段階から各種媒体を活用したプロモーションの実施という資料を頂きました。なかなかつかみにくいところもありまして、このフューチャーセンター、市民の方にもっと分かりやすく説明いただくためには、どういうことかお伺いしたいし、先ほど言いました①から③の3つの事業の説明をお願いいたします。

それと、今回、事業費800万円のうち400万円が国庫支出金ですけれども、先ほど課長の答弁では3年間の事業と申されました。これは400万円の国庫支出金が3年間同じ金額で国庫支出金としてあるのかということも含めてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

2番目まで一緒に聞いたとかね。

○11番（増田朝子君） 続

2番目というか……

○議長（辻 浩一君）

市民の対象者は誰……

○11番（増田朝子君） 続

いや、それはまだ聞いていませんけど。

○議長（辻 浩一君）

そこも一緒に聞いてってください。後でよか。

○11番（増田朝子君） 続

後でいいです、後で。

○議長（辻 浩一君）

そしたら、広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

それでは、どういったことをそのセンターで話し合うかという具体的な説明ということで御質問があっているかと思います。

これは、昨年11月にHAPPY TOGETHER PROJECTというのを開催しておりますが、それを例に御説明させていただければと思っております。

昨年実施しましたHAPPY TOGETHER PROJECTにつきましては、これは誰が参加したかということになりますけど、出席者につきましては、まず、市内、お茶農家とか、商店街組合者の女性、それとか、市役所職員の女性、男性も若干いたかと思っております。それとあと、市内のヨガのインストラクター、市内からですね。人数的には、市内からの参加者は30名弱ですね。それに加えまして、全日本女子野球のメンバーとか、阪神タイガースウーマン所属の選手、合わせまして36名の方々、昨年の例を取れば、その36人が6グループに分かれて、5年先の

嬉野市の魅力あるまちづくりについて御協議をいただいたということになります。ですので、そういった話し合いの場を今後も継続をしていきたいと。

昨年参加された方から、楽しかったとか、今日は来てよかったとか、そういった御意見をいただいております。これらを踏まえまして今後も、女性が集い、対話する取組を継続していきたいということで今回、この地方創生推進交付金の申請を提出いたしまして採択をされたところということになります。

先ほど申しましたとおり、昨年1回開催をしておりますが、今後これを、後の質問にも出ておりますけど、参加者をどうするのかとか、そういった具体的に基本構想の中で定めて、今後も半永久的にこういった場を、この事業ができるように、昨年行ったような事業ができるように取り組んでいきたいということで考えております。

事業の説明については、そういったことで、あくまでもいろんな利害関係者、特に女性を中心とした女子アスリートを含めたところでのステークホルダー、いろんな各種関係者が集って、いろんな対話をして、将来の嬉野市の施策に反映できるものもあるかと思いますが、そういった話し合いをする場を継続していきたいということで考えているところです。

2点目の、資料請求のあったものだと思いますが、今回の800万円の補正のうち500万円が基本構想の策定としております。先進事例とか分析、こういったものを行いながら基本構想——当然、この基本構想を作成するに当たっては、いろんな人の意見、特に女性の意見を取り入れる必要がありますので、こういった基本構想を策定する段階から、フューチャーセンター手法で女性の意見をお聞きして、そこに基本構想の中に反映させるという、これが200万円の分になります。

それと、どうしても一番大事なのは、こういった事業をするときに市内外に対して発信、いろんなことを発信するプロモーション、これが一番大事だと思っております。ですので、そういった基本構想を作成する段階から、ユーチューブ等——昨年もこれはユーチューブ等を活用して映像発信をしておりますけど、そういったプロモーション、そういったものにも今年度から取り組んでいきたいということで100万円を計上しているところです。

それと最後、3年間の事業ということで、今年度は800万円なんですけど、2年目が事業費としましたは1,000万円、3年目も1,000万円ということで、3年間トータルしますと2,800万円の事業を考えております。そして、2分の1が補助となりますので、1,400万円が国庫の補助で、残りの半分が一般財源という形になってこようと思っております。

ただ、これは3年間の継続事業と言いながらも、4年目以降も当然実施をしていくような形で考えております。これは3年間でしっかりと、こういったHAPPY TOGETHER PROJECTを昨年行ったような会議の進め方、ファシリテーションスキルをここでしっかり磨いて、4年目以降も、例えば職員だけであったりとか、その参加者であったりだけで進められるような形でしっかり3年間で取り組んで、4年目以降も実施をしていきたいということで考えており

ます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

丁寧な説明ありがとうございます。昨年行われた、市内で合計36名の方に集まっていたの、それがフューチャーセンターというふうに理解してよろしいんですね。

そういった中で、今回資料で頂きましたまず委託費なんですけど、この①、②、③、それぞれに委託されるんでしょうかということの質問をさせていただきます。

先ほど言われましたように、ファシリテーション力が本当に必要になってくる会議かなと思います。②の質問になりますけれども、昨年度行われたのは、例えば、公募じゃなくでという集め方をされたかは知りませんが、先ほどいろんな団体の方とかありましたけど、今後進めていく中で、市民の対象者としてはどんなふうに募集されるのか、そしてどのように声をかけられるのか、それも含めてお伺いしたいし、あと、この事業として最終的な到達点はどこに置かれてあるんでしょうか、そこを質問いたします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

今回の補正800万円につきましてははすべて委託料をつけておりますので、先ほど申しました3つ、基本構想の策定とか、広報支援、企画運営支援、プロモーション、これは全てできる企業に委託をしたいということで考えているところ。全て同じところに委託をですね。

（「同じところ」と呼ぶ者あり）はい。これが関連性がないと意味がないと考えておりますので、これを3つ全て請けれる業者のほうに委託をしたいということで考えているところです。

それと、対象者につきましては、昨年は、先ほど市内からは30名弱の方が参加をされたということで説明いたしましたが、昨年実施されたときは、実は嬉野市役所内に、女性が輝くまちづくりプロジェクトチームというのを市の職員で構成しております。その中で、いろんな課が絡んでいますので、そこで呼びかけとかを昨年は行っているところです。

ただ、今後実施していく中で、こういった方を集めてどのような形にするのかというのは、それこそ基本構想の中で考えていきたいということにしております。よろしいですかね。

最後の到達点ということの御質問でございますけど、もともとの出発点というのは、今どうしても問題になっているのが、20歳から39歳の女性の人口が非常に減っていると、若年層の女性が減っていると、これが出発点なんです、実は。そういった人口減少に歯止めをか

けるべくというのも当然必要になってきますので、女性から見て魅力あるまちづくりとか、誰からも好かれるまちづくり、そういったまちづくりをつくりながら、少しでも若年層の女性の人口減につながればなと思っておりますし、そもそも一番大きいのは、嬉野市が元気になってくれるまちづくりになってくるのが最終的な到達点になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

まず、委託なんですけれども、これは同じところに委託を考えられているということですが、どういったところに委託、市外とかあると思うんですけれども、ある程度予定されている委託先があるかどうかということと、先ほど答弁の中で、この基本構想を作成しながらどういった公募の仕方をしようとか、そこも含めて基本構想でしますということですが、では、基本構想策定に当たっての委員とか、そういうのはどうされるのかなと今お聞きして思ったんですけど、そこは、そのメンバーとか決まっていらっしゃるのでしょうか。

それと、庁舎内でプロジェクトチームがありますということですが、何人でプロジェクトチームをされていらっしゃるのでしょうか。

それと最後ですので、先ほど到達点と、それは女性が元気になっていただくのがあれですが、このプログラムとして、具体的に目に見える何か、例えば起業者が増えるとか、団体で率先して女性のリーダーが活躍できるとかあるんだとしたら、どこを目指してあるのかなというところをもう一度御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

まず1点目、どこを考えているかということになりますけど、先ほど申しました、この基本構想であったりとかプロモーションの事業、これは大事かと思っておりますので、そういった事業が取り組めるところの企業に当然発注するというところで考えているところです。具体的にどこになるのかというのは今ここでは分かりませんが、去年は、東京のほうに本社を有する企業に委託をして実施をしているところです。フューチャーセッションズというところに委託をされております。

それと2番目ですけど、参集する女性の範囲ということだったかと思っておりますけど、これは昨年の例については先ほど申しましたとおり、庁舎内で構成しているプロジェクトチームの中で声かけをして参加していただいたということで説明をしましたが、基本的にはそこをベースにしながら、ほかにもそういった市内で活躍しているとか、入れたほうがいい女性の

方とかいらっしゃったら当然そこに入ってもらいたいと思いますので、そこら辺りを今年度策定する基本構想等の中でも考えていきたいということでの答弁をしたところです。

○議長（辻 浩一君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（三根竹久君）

女性が輝くまちづくりプロジェクトチームのメンバーということですが、私のほうが統括ということで、プロジェクトチームリーダーが1名、あとサブリーダーが2名と、あと、委員を含めたところで10名で構成をしております。

それと、最終的な目標という御質問でしたけれども、今回、国の地方創生推進交付金の申請に当たってK P Iというものを、数値目標を掲げております。K P Iの一つとしては、先ほど課長が申しましたような20代、30代の女性の人口減少率の改善ということで、現時点ではその減少率が年間マイナス1.59%となっておりますけれども、これを今年度は基本構想の策定とかいうものがメインですので、今年度は改善はちょっと難しいだろうと。来年度は1%の改善。1%改善をしても、今がマイナス1.59ですので、来年度についてはマイナス0.59ぐらいまで抑えたいと。それで、3年目も1%の改善も目指しております。それで、若干の減少率を止めたいという目標でございます。

K P Iの2としましては、このスポーツフューチャーセンターへの参加者数ですが、今年度は30名、来年度は60名、3年目は120名ということで、トータル210名の参加者を目指しております。

それと、K P Iの3つ目としては、スポーツフューチャーセンターで新しくつくられた施策、もしくは改善された施策の数、これを今年度は1、来年度2、3年目に5ということで、合計8の施策の実施、改善を計画の目標として挙げております。

4つ目のK P Iですが、20代、30代の定住意識の改善ということで、今総合計画の中でこのアンケートを取っておりますけど、現時点で定住したい、続けたいという率が28.57%という数字が出ております。これについて、この事業をすることで2%ほどの改善を図りたいという目標を掲げて今回の事業を応募しているところでございます。

以上です。（「基本構想の策定はどなたがするんですかという質問です」と呼ぶ者あり）基本構想の策定につきましては、このフューチャーセンターの手法を用いまして、ここに参加している皆さんから意見を聞きながらつくっていくことになると思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

次に、川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

1つだけ、昨年の11月21日でしたかね、たしかこのプレーボールセッションが36名で行われたと思うんですけれども、今回このようにして3年間かけて改善をされていくとは思いますが、昨年度の話合いの内容を、それで市として得たものがあれば、それを1つだけお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

昨年は、さっき言ったように36人で6グループに分かれて、5年後の嬉野市のまちづくり、どうすれば楽しいというか、魅力あるまちづくりになるのかということで、新聞の記事の見出しをテーマに6グループに分かれて作成をしてもらいました。

紹介しますと、1つ目が、嬉野市校区運動会の開催ということで、内容は、有名選手から子ども、大人まで参加、これをきっかけとして様々な事業が生まれたり盛んになることなどで経済効果が見込まれるとか——全部は時間の都合上紹介できませんが、2つ目が、生まれかわり美人ツアーと題して、これは温泉を利用してぷるぷる美肌、アロマで誘惑、選手と一緒に茶畑ファッションショー、この選手というのは、恐らく全日本女子野球の選手を指しているのかなと思います。そういった方と一緒に茶畑でファッションショーをしたいという記事ですね。それとか、嬉野美ポイントを貯めて、街も人も来た時よりも美しくということで、これは嬉野市が美しいプラットフォーム事業を開始する——これはあくまでも想定の話ですね——それで、市内温泉やうれしの茶を提供する飲食店、野球場やヨガ教室などの健康施設を訪れるとポイントをためることができると。さらに自分が美しくなるだけでなく、ごみ拾いなど、まちの美化に協力することでもポイントがたまる仕組みといった、いろんな夢に富んだようなアイデアが出ております。

実は今年度、昨年実施したこのアイデアを参考にしながら、何か1つ実施をしたいということで10月末にまたセッションをして、何か取り組めないかということで検討をする形で今考えているところです。

なかなか実施できる、そのものが実施できるかどうかというのも、いろんな5年後の夢とかがあるので、実際6つ出されたのをトータルして参考にしながら、今年度何か1つでもできないかということを検討していきたいということで考えているところです。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

説明ありがとうございました。前回6つ出された事業を基にしてまた5年後ということなんですけれども、前回は東京の違う委託企業さんにベースとなって話合いを行ってもらったということなんですけれども、今後また3年間行われていくと思いますけれども、前回の分も含めて、5年後に結果を出すということですかね、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（三根竹久君）

お答えいたします。

5年後に結果を出すというか、前回実施したHAPPY TOGETHER PROJECTの中で6班に分かれて、5年後、嬉野市がこういったことになっていけばいいなと思う未来を想像して、そのときに新聞とか、雑誌とかにこういう記事が出ますよという、それぞれの班ごとに未来を見据えた内容ですね。嬉野市がこういうことになっていけばいいなということをつくってもらったということですので、いろいろ夢があるような内容の最終的な発表の場を設けて発表してもらったという形ですので、それを全て5年後に実施するというわけじゃなくて、その参加者の方たちの夢が詰まった内容ということになっていますので、これを言いつばなしで終わるんじゃないなくて、今年度その中で何か1つでも実現できるものがないかということで、それについて今年度またもう一度寄ってもらって話をさせていただくということにしておりますので、5年後にまたするという事ではないということをお理解いただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました——分かりましたといいますか、何かぼやっとした感じで、大体そういうふうな形を5年後に、いろんなものに嬉野市が後々はこのようになっていけばいいなというふうな考えをあれするという事だったんですけれども、これだけの予算も使いますので、とにかく、まちのためになるような事業として頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで質疑を終わります。

次に、18ページ、2款、総務費、5項、統計調査費について質疑の通告はありません。

質疑を終わります。

これで歳出2款の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで、換気のために14時5分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

次に、19ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

2目、障がい者福祉費について順次発言を許可いたします。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

補正予算書19ページ、1項2目、それから1節と10節、生活のしづらさなどに関する調査ということです。

内容を見ますと、非常にデリケートな調査ということになっております。これはちなみに、完全に無作為の調査なのか、厚労省からのという調査なので、もしかしてデータに基づく調査対象というものだったのか、その辺も含めて。

その点と、今回は内容的な部分でデリケートな部分も非常に含んでいるということでございます。書いているように、拒まれたときの対応ということは何か想定されてあるのかどうか、この辺を2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

今回の調査票の調査区につきましては、国のほうで無作為で抽出をされまして、国勢調査区のある一地区を単純に選ばれたということで、その地区がいろいろ、特段指定されたわけではございません。

それと、次の質問でございますけれども、調査を拒まれた場合ということですが、本調査の主旨といたしましては、障がいや疾病等により生活のしづらさを感じておられる方が対象になります。対象者に対して回答を強制するものではありませんので、個人の考えで調査拒否をされても構いません。個別調査の順序としましては、事前に個別にお知らせを配付しますので、その段階で調査拒否の連絡をすることも可能です。その後、調査員の訪問時に1件ずつその主旨を説明させていただきますが、その世帯に調査対象者がいない場合は調査票自体を配付しないこととなります。

以上です。（「はい、分かりました、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、18節。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

あわせて、次に18節、負担金、補助及び交付金ですね。これは補聴器の購入の助成ですけれども、今回のこの補正に関しては、対象者は何名分でしょうか。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

今回は1名分の増額の予算を計上させていただいております。

以上です。（「はい、分かりました、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

この生活のしづらさに関する調査について質問をさせていただきます。

この調査委員の選定についてはどのようになされるのか。国のほうのということでありましたけど、この調査委員の選定方法と、それから、いつから調査開始をされて、対象者への事前案内等は、先ほど案内もされるということでありまして、具体的にこういった形で案内をされるのか。

3点目に、回収率についての指定はあるのかどうか、この3点について質問をさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず1つ目の質問の、調査員の選定につきましては、厚生労働省より、統計調査表に基づく統計調査に準じた取扱いを行うこと、また、プライバシーの保護への理解や調査対象者から信頼を得られる者であること、調査方法や内容を理解し、忠実に実行できる者を先行することなどが指示をされております。よって、過去に市の統計調査業務に携わった方の中から、その調査員の経験がある方に1名をお願いする方向で考えております。

次に、調査の開始時期でございますけれども、今調査につきましては、調査の基準日が12月1日になっておりますので、早くても12月以降の調査になります。それに先立ちまして、事前に市のホームページや市報でお知らせをするほか、直前の11月下旬には、調査員が対象地区の全戸に事前のお知らせを配付しておくことにいたしております。事前案内から調査票の配付までは、少なくとも10日間は空けることとしております。

また、3番目の回収率につきましてはですけれども、こちらのほうにつきましては、調査票につきましては被調査者のほうから直接封筒に入れて県の担当課へ送るようになっておりま

す。したがいまして、こちらの市のほうでは、誰が提出したかあえて分からないようになっております。また、本人も当然拒否をされる方もいらっしゃいますので、そういった催促などもいたしません。したがいまして、回収率等についても何も設けてありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

この調査員については今までの経験者の方ということでありましたけれども、対象者について、国のほうで今回、三坂地区の一部で34世帯114人という、この中で……

○議長（辻 浩一君）

44。

○15番（梶原睦也君） 続

うんっ。（「訂正された」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、すみません。とにかく、そういう形で出ているわけですけど、例えば、障がいのある方とか、それから疾患がある方というのは、抽出はされているということですかね。国のほうから抽出されているのか、たまたま回る中で自分が対象であれば出すのかという部分をお聞きしたい。

それともう一つ、先ほど森田議員さんの質問のときに、もちろん強制はできないんですけども、こういった調査というのはあくまでも現場の大切な資料となるわけですので、今回は対面調査ということではないと思うので——配付だけで、後で直接、県のほうに送るということでもありますけれども、こういった調査に関しては50%前後、対面であってもなかなかそれくらい上がらないということでもありますけど、これに限らず、この調査に関してどうしてもできている分よかばいみたいなじゃなくて、いかに回収率を上げるかというのも必要だと思うんですね。今回、国のほうから来ていますからそこまでのあれはないかもしれませんが、こういった資料が次の施策の参考資料となるわけですので、極力やっぱりそういう現場の調査の意見というのを上げるような対策は必要だと思うので、そこら辺の考え方について最後にお聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、先ほどの対象者につきましては、そこに障がいを抱えていらっしゃる方がいるかどうかと、そういった数字をもって地区に選定されているわけではございません。先ほども申し上げたように、無作為で抽出をされておりますので、その中で障がいなど、また、難病であったり、また、障害者手帳とかお持ちでない方でも、例えば、生活する上でちょっと不

利益を抱えているみたいな方も対象にはなってきます。御自分が、生活をしづらいという考えを持っていらっしゃる方については一応調査対象には入ってきます。

そういったところで、特段その地区に限って障がい者が何人いるのとか、そういったことでの調査ではなくて、あくまで無作為での抽出調査ということで御理解いただきたいと思えます。

それと、先ほどの回収率のお話でございますけれども、確かに、議員さんおっしゃるように、この調査が今後の障がい者の福祉サービスなどの充実に向けて、そういった生活のしづらさを抱えている方たちのニーズを酌み上げるといふ主旨が当然でございますので、調査員が世帯に訪問した際には、そういった内容を十分説明をした上で、その皆さんのお答えが今後の御自分の、ひいては社会全体のサービスの向上につながっていくということは十分説明を差し上げた上で調査への回答をお願いしていくということに、当然、国のほうからも、そういった世帯への応接例ということで来ておりますので、その分については調査員にそういったことを説明して、できるだけ調査のお願いをしていくということで徹底をしていきたいと考えております。ただ、その上でもどうしても拒否される場合についてはありますので、それについては、それ以上強制することはできませんので、主旨を十分御説明した上で、そういった方法で進めていきたいと思えます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

大体分かりました。あと、この報酬のほうと今回、需用費のほうで予算計上されてはいますが、調査員がそういうふうにして事前配付をするに当たっては説明を行うというようところで先ほどの答弁もありました。

そこで、この調査員に対しての研修というのもこの報酬の中に入れ込まれているのかどうかということと、あと、この事業の目的、効果の中で対象者が書いてありますけれども、その他慢性疾患等により生活のしづらさがということで、慢性疾患等によりの中で、そこはどのような考え方なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどの調査員への説明につきましては、国からの説明の資料等が市に来ておりますので、それに基づいて、そういった説明会に資料等を準じながら、うちのほうから調査員さんに説明をいたす予定といたしております。その詳細については、まだ追って来ますので、それに

基づいて調査員への御説明と、先ほど申しましたように、主旨と調査の仕方について御説明をすることといたしております。

それと、慢性疾患等をお持ちの方ということでございますけれども、その生活のしづらさ、今現在けがをしていて治るということであればすぐには対象にならないかと思えますけれども、長引く病気やけがが等により日常生活のしづらさが生じている方も一応対象になっております。具体的にどういった慢性疾患ということまでは書いていないんですけれども、例えば、日常的に医療的ケアを必要としている、また、児童の場合に、発達状況などから見て特別支援教育や特別に配慮などを必要としている、日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある、思い出すことや集中することに困難を伴うという、こういった方でも手帳を持っていない方でも調査の対象にはなります。したがって、手帳を持っている以外の方でも、本人がそういった日常生活のしづらさが生じている方についても調査の対象とするというふうになっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ありがとうございます。先ほど、梶原議員のところでもお聞きされたかと思いますが、今回、三坂区の一部、44世帯114名が対象になっているというところで、事前にこの対象の世帯のほうには全部調査案内が行くということで、それに伴って、そこの世帯の方で対象者がいない場合はもちろん調査を受ける必要がない。ただ、いらっしゃったとしても、うちはちょっとこの調査には出たくないというところは出さなくてもいいというような解釈でいいのか、そういうふうなところ。

もう一点、調査票を書くに当たっての何か疑問点とか、そういうのが発生した場合の相談窓口というのは市になるのか、県になるのか、そこはどこか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

調査につきましては、なるべく御協力をいただけるような形で回答をしていただくということでお願いをいたしているところです。

それと、質問票に対しての疑問点については、まずは、最初の案内文につきまして、調査の案内についてはポストに入れて、これぐらいに来ますよということなんですけれども、その後の調査票を配付する際には調査員さんがそこでお話をして、内容が分からない場合は事前にはそこで聞いていただくということも考えております、調査員さんのほうがですね。そ

れ以降、もし分からなかったら市町村のほうに聞いていただくということもあるかと思えます。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、18節の負担金、補助及び交付金について。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、18節、負担金、補助及び交付金についてお尋ねをします。これは、障がい施設職員就労事業で、主要な事業の説明書は6ページになります。

この分に関して、今回の追加補正理由と人員の計上がされていますけれども、その人員計上の理由を伺います。

2点目に対象者の記載がありますけれども、2年以上継続する見込みがある者ということで記載されていますが、その証明はどのように考えられているのか。

あと3点目は、事業内容に介護職員等として新しく就職した者と記載がありますけれども、介護職員等の職種に関してまずお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、今回の補正理由と人数計上の理由についてということでございますけれども、今年の6月中旬に対象となる事業所へ聞き取り調査を行ったところ、申請予定人数及び申請予定額が計上している予算を大きく上回っていたため、今後10月以降の申請があった場合に不足がないように追加補正を計上したものでございます。

次に、2年以上継続する見込みがある者とあるが、その証明ということですが、入職後1年経過後、また2年経過後にそれぞれ勤務先での証明書の提出を求めることといたしております。

最後に、介護職員の職種についてでございますが、介護施設または居宅において、身体介護、生活介護、看護等、日常的に利用者の身体面及び生活面における介護の業務に携わる方を対象としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほど2年以上の証明をするということは、1年ごとに証明書を取って提出をするというようなことで理解してよかいですよね。そういった場合において、例えば、市内にあるAと

いう障がい者施設の事業所からBという事業所に移った場合の状況等まで含めて継続2年というような形で捉えてこの対応ができるのか、その辺の考え方。返還義務に関しては今検討中というようなことで常任委員会等の資料で頂きましたけれども、これは要綱を見ると、高齢者の介護施設と一緒に要綱になっていますけれども、そういう事業所をもし移った場合の継続的な考え方というのはどのように対応されているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

議員お尋ねの件につきましてですけれども、この介護・障がい施設職員就職支援等補助金につきましては、嬉野市に介護職員として来て働いていただいている方について、そういった方たちを確保するということの主旨でございますので、市内での移転につきましても、当然そこで介護施設、もしくは障がい者施設で継続して就労していただけるのであれば継続というふうなことで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3点目、先ほど介護職員等としてという「等」の資格に関してお尋ねしました。今回6月に各事業所等にヒアリングを行ったということで答弁があったと思いますけれども、資格に関しては、先ほど答弁の中で言われていたんですけれども、施設職員の中には、一番大事な食に携わる栄養士、また調理師等々の職員もいるわけであって、そこに対しての補充拡大等々の意見がなかったものか。あるいは、そういったところでの対応をどのように考えているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

実際、今うちのほうとしては、介護に携わる者ということで規定をしておりますので、先ほどの調理を単純に作るだけだと調理員ということになります。ただし、そういった方がその後の配食であったり、介護される方と触れ合って介護のほうもされるということで、そういった割合が半分以上、多いということであれば、そういった方も対象に含めるものと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、20ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

1目、児童福祉総務費について順次発言を許可します。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

保育対策総合支援事業について質問をさせていただきます。

1点目が、医療的ケア児保育支援事業の対象児童は何名程度いらっしゃるのか。

2点目に、この対象施設はどこになるのか。

3点目に、申し訳ないですけど、具体的にどのような支援策をする事業なのか、説明はあったと思うんですけど、もう一度こちら辺の事業内容について説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

まず、対象児童は1名になります。対象施設は認定こども園になります。

具体的にどのような支援をする事業かということですが、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるように、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に対して受入れ体制の整備に係る経費を補助する事業になります。

補助要件として、医療的ケアに従事する看護師等を配置する必要があり、看護師等を配置すれば、看護師等の配置に要する費用や医療的ケア児を受け入れるために必要な消耗品や備品の購入費用及び保育士等の喀たん吸引等研修に係る費用に対して補助を実施するものになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そしたら、この事業については、今回対象者は1名ということでありましたけれども、もともと国のほうの事業があって今回そういう対象者がいらっしやったのでこれをするのか、それとも、国の事業として保育対策総合支援事業の中の新たなメニューとしてこれが出てきたのか、まず、そこまでお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

こちらの医療的ケア児保育支援事業についてですが、令和3年度まではモデル事業ということになっておりました。今回の分は、モデル事業から引き継いだ部分と、あと、補助の内容が拡充された部分がある事業になっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、新たなモデル事業を引き継いでということでもありますけど、今回1名の方を対象に、県、国からの支出金があって一般財源から持ち出しなんですけど、次年度以降についてはどういうふうな捉え方で考えたらよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

次年度以降についても、継続的に実施していこうと思っております。そのためにはまず、日頃から新生児や障がい児などの担当課とも連携をしながら、医療的ケア児の保育のニーズというのを把握していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私のほうは、先ほど梶原議員の質問の中で対象者等に関してお尋ねがありましたので、その分は飛ばします。

2点目から、補助基準額に記載の看護師等の配置について、これは常勤専従の看護師等の配置が必要なのか、そういったところをお伺いします。

それと3点目、研修支援に関して今回予算計上されています。保育士の喀たん吸引に係る受講研修ということで、その喀たん吸引の研修等々は、回数的には大体どれくらいあるのか。それで、喀たん吸引のできる保育士ですよという認定保育士みたいな形で認定書があるのかどうか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

まず、看護師等の配置の常勤専従についてお答えいたします。

看護師等の配置については様々なパターンがありまして、新たに看護師等を保育所等に配

置して行う方法や既に保育所等に配置されている看護師等が行う方法、また、喀たん吸引等研修を受けた看護師等が行う方法などがあります。また、直接、園が雇用する保育士等だけではなく、訪問看護事業所等と委託契約し、医療的ケアを実施する時間帯だけ看護師等が保育所等に訪問し、対応することも可能となっております。そのため、常勤専従の定めは特段ありません。

もう一つ、研修支援についてお答えいたします。

まず、この対象研修は、保育士等が特定の人に対してのみ喀たん吸引を行うことができる第3号研修に係る支援になります。基本研修と実施研修の全課程を終了すれば、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けることになりまして、その交付を受ければ、特定の方に対してのみ喀たん吸引等を実施することができるようになっております。例えば、子どもの医療的ケアの内容が変更になれば、変更後の特定行為を行うために再度受講の必要がありますので、1人で複数回受講するということがあります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

研修に関して説明をいただきましたけれども、今回この研修の受講支援としての費用が予算計上されていますけれども、例えば、その研修に保育士さんが行ったら、その保育士さんが1人足りなくなるという現状があった場合に、新たにそこに代替的な保育士を雇うというようなパターンでも、この研修費用の支給対象にはなるのかどうかというのは、どのようなお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

この研修の受講支援というものには、保育士等の研修受講に係る費用の補助と、もう一つ、保育士等が研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助も含まれておりますので、研修に保育士が行った場合に代替職員を配置した場合はその部分が補助になります。ただし、その施設型給付費のほうで3日分はそちらのほうで支給になりますので、対象となるのは4日以上の部分になります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3点目ですけれども、医療的ケア児を受け入れるに当たって、地域支援の向上というような形で新たな事業を今回取り組まれるわけですけれども、マンパワー的な部分の補助ではないかなと私は思っています。

そこで、今回のこの事業費に関してなんですけれども、医療的ケア児を受け入れるに当たって、仮にその子どもさんが車椅子やそういった状況で登園をしなければならないという状況になった場合のバリアフリー的な改修整備、そういったのに関しての費用も含めての対象になっているのかどうか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

こちらの費用につきましては、備品については費用に含まれておりますが、施設の改修等になりましては別の事業がございまして、障がい児受入れ推進事業において医療的ケア児を受け入れた場合の改修や設備の整備などの補助を実施しております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで歳出3款の質疑を終わります。

次に、21ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費の質疑を行います。

質疑の通告があります。

4目、予防費について順次発言を許可します。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今回、新型コロナウイルスの対策も含めてということで上乗せ、インフルエンザワクチンの予防接種費用の上乗せということで、非常にいい事業だと思っております。

そういう中で、この新たな、子どもたちの分はある程度浸透していると思っておりますけれども、それも含めて、妊婦、妊産婦の方への周知徹底はどのように行われるのか。接種方法についてというのは当然任意でありますので、各医療機関でされると思っておりますけど、その医療機関の範囲についてもお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

まず、制度の周知の方法ですけれども、今回議案の議決後に、母子手帳交付の際、赤ちゃん訪問、それから赤ちゃん相談時、それと、市のほっとステーション、それから母子モアブリ、ホームページ、そういった手段を使いながら広報に努めてまいりたいというふうに思っ

ております。

また、接種の方法ですけれども、接種については10月1日より1月末までの期間で、各医療機関に委託をし、接種を進めてまいりたいと思っております。その医療機関ですけれども、市内の医療機関及び鹿島市の産婦人科や小児科、3医療機関でも実施していただけますようお願いをしておるところでございます。そこにおいても、各自照会をしていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

それについては周知徹底して、知らなかったということがないようお願いしたいと思います。

あと、子どものインフルエンザワクチン接種の現状については、どのような状況でしょうか、接種率については。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

対象者のうちに、令和3年度でございますけれども、正確な数字は持ち合わせがございませんけれども、半数ぐらいの接種率があると考えております。あと、市外に行かれた方の接種のほう把握できませんので、こういうお答えになっておるところでございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

続きまして、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私は、この主要な事業の説明書のほうに、今回、新規妊産婦の方も対象にというようなことでいただいております。そこまで対象を拡大された理由とその人数というのが記載されていますけれども、その人数の理由に関してお尋ねします。

それと、先ほど接種助成対象期間はどのようになっているかというようなことに関しては10月1日から1月31日までということで理解しておりますので、まず最初にその1点だけお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

まず、新規の妊産婦の数の算定につきましては、ここ数年の出生の平均値を基準に、出生者数の数を大体平均しまして、180名ということで算定をいたしております。

また、今回対象にした妊婦のほうにつきましては、妊婦は感染後に重症化リスクが高いとされておりますので、対象にしております。産婦につきましては、産後1年後未満の産婦について対象とするようにしております。出産による体力の低下、それと、生後間もない赤ちゃんに接する母親が重症化しないようにするため、産婦も対象にしたというところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

それと、今現在、新型コロナウイルスのワクチンを3回目、4回目等々打たれているんじゃないかなと思いますけれども、これはインフルエンザワクチンと新型コロナワクチンと一緒に打ってよかとですか。普通何かのワクチン接種やったら2週間空けてくださいというようなことで医療機関から言われることがあるんですけれども、同日接種というようなのは可能かどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

この季節性のインフルエンザワクチンに限って、新型コロナウイルス対策のワクチン接種と同時接種が可能ということで国のほうから要件が示されております。同時接種は可能です。ただし、この季節性のインフルエンザワクチンだけということです。ほかのワクチンにつきましては、規定の日数を空けてからの接種となります。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで歳出4款の質疑を終わります。

次に、22ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

4目、茶業振興費について順次発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

補助金、環境保全型土づくり推進事業についてお尋ねいたします。

こちらは、主要な事業の説明書は13ページになります。

順番が逆になりますけれども、まず、今回補助対象というか、導入された経緯をお尋ねいたします。

それと、補助対象者の要件をお尋ねいたします。

それと、今回どこの地区の方が対象者でしょうかということと、あと最後に、今回は30%の補助率ですけれども、例えば、30%であれば上限はないんでしょうか、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

まず、補助の対象要件ということでございますけれども、昨今の新聞報道にも掲載されているとおり、ロシアのウクライナへの侵攻によりまして、燃油、資材の高騰により化学肥料においても価格が上昇している状況でございます。そういった中、堆肥や有機肥料を使用した茶生産を今後積極的に行っていくために保管庫が必要という声が複数の茶農家様から上がったため、予算要求に至ったところでございます。

また、この有機肥料の保管庫というのが、今現在、県の補助でございます888億円の推進事業に堆肥版の補助がございますけれども、そちらのほうには県の補助が2分の1、市の補助が10分の1でございますので、そちらの併用ができません。そして、今、国、県の補助につきましては有機肥料の保管庫が対象外、有機肥料の部分が載っていないというような、外れているという状況がございますので、今回そういった茶農家様の要求に要項を改正しまして、有機肥料まで保管するという事で予算計上させていただいたところでございます。

2番目に、補助対象の要件は何かということでございまして、この環境保全型土づくり推進事業、堆肥及び有機肥料の保管庫として使用するわけですけれども、その建設費の補助でございます。要件といたしましては、対象者が認定農業者及び2人以上の協業組合ということで、これは農業関係の補助申請については統一したおなじみの感じの申請方法でございます。

大規模なものではございませんで簡易なものを想定しております。建物の床はコンクリート等の不浸透性材料を使用し、あと側壁、屋根を設け、雨水が入らないようにすることが前提としております。それで、先ほども申し上げましたように、国、県のほかの補助事業との併用はできないというふうにしております。あくまで茶園づくりのためにのみ使用することでこの補助事業はございますので、それも要件としております。あと、補助率については、先ほど増田議員おっしゃいましたように30%、補助限度額は50万円ということでございます。

今後については、今議会の終了後、再度要望調査を行いまして、次年度の予算要求を行い

たいと、要望がございましたら、そういった調査をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「どこの地区でしょうか」と呼ぶ者あり）

すみません、地区については嬉野地区の方でございまして、具体的な地区までは今資料ございません。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

3番目までの、今後希望があれば対応されますでしょうかということを答弁いただきました。

確認ですけれども、要件としては個人じゃなくて2人以上ということですね。分かりました。それが上限が50万円ということですが、今回は1件ですけれども、今のところそういう問合せとか、そういうのがあっていますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

この要望調査のほうについては当初6月に行っておりまして、そのときは茶業部会のほうにお尋ねということでJAを通じてLINEで流していただいたところです。その後、その間に期間がまたありましたので、再度追加で要望等ございませんでしょうかとお尋ねしたところ、いや、ありませんということでございます。当初のとおり件数でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、最初6月に希望者があればということでお尋ねされたということですが、これはお茶農家の方に限ってということでしたよね。じゃ、全てのお茶農家の方に周知ができていますでしょうか、そこまで確認はできているのでしょうか、この事業に対して。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

茶業部会のLINEを通じて行っておりますので、まだ6月末は2番茶がちょっと忙しい時期かもしれませんが、多分JAのほうからもLINEが入ったということで、茶業部会のLINEということで見られているとは思っておりますので。その後も再度確認をお尋ねしたところですので、今現在も実際あっておりませんので、周知はされていることと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

次に、10目、うれしの茶交流館費について順次発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、うれしの茶交流館費の需用費についてなんですが、消耗品費24万円。消耗品費の計上とその販売額の雑入の計上ということではありますが、この9月定例会での、なぜこの時期で、ここでの計上なのか、当初から分かっていたんじゃないかなとは思いますが、そこら辺を含めたところで若干詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

昨年度におきましては、チャオシルの集客増等を目標にイベント会社と連携しまして大きなイベント3回、あと、視察を1回、SNSでの情報発信を行って集客増を行ってきたところでございます。

担当課といたしましては、さきの議会でも申し上げておりますように、収入増をどうやって行うのかということで打合せを現在も継続して行っているところでございます。その中で、ちょうど昨年1月からアンケート調査をずっと継続して行っておりますけれども、アンケート調査の回答で、セット商品の開発をしてほしいというような、今、チャオシルではお茶単独での商品となっておりますので、セット商品を作りたい旨の回答もございました。1月に視察先で行ったところでも、生菓子をつけてセット商品を作られていたということで、そういったところも参考にさせていただいて今回予算要求をさせていただいたところでございます。

4月から本格的に収入増をどうするかということで、予算計上にかからない部分でいろいろそういった取組はしてきましたけれども、生菓子はなかなか難しかったので、落雁の新商品の開発の打合せとか、お茶組合さんを回ったりとか、お願いをして回ったりとか、そういったこともあり、承諾を得て、それで今後そういったお菓子も、こういったお菓子ということで約半年弱かけて決めてきたところでございます。

そういった取組をしまして、9月議会に計上して、もし承認されれば10月からというようなことで、できるだけ早い時期で、チャオシルのほうもできるだけ収入増を図ってまいりた

い、集客増も継続的には行っていきたいというところで予算計上をさせていただいたところ
でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

要するに、これって消耗品費で新しいものを創り出すということなんですか。私ちょっと、
要するにあそこでお茶を飲んで、セットでお菓子があって、お茶1杯300幾らというふうな
ことですよね。私が思っていたのは、あそこで出すお菓子代というのを消耗品で経費に上げ
て、収入は収入で上げるというふうなことだろうと思ったんですよ。今までも実際そうやっ
ていたんだけど、そこら辺をきちっと区別するための今回のこういう予算組替えだった
のかなと思っていたんですよ。今まで、あそこで350円お金払ってやっているわけじゃな
いですか、今までも。そこら辺との兼ね合いというか、そこら辺はどういうふうな形になる
んですかね。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今回の予算計上につきましては、今、田中議員が言われたとおりでございます。消耗品で
お菓子を購入して、売上げの分を雑入で入れるということでの計上となっております。

今までお茶を提供していたものにつきましては、委託販売ということで手数料のほうに売
上げが上がってきておりますので、今回は新たなサービスを開発ということで、消耗品の計
上と雑入の計上をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ですから、今まで手数料で全部しよったわけなんですよ、収入というのを。そしたら、
あそこでお茶を飲みますよ、釜入り茶飲みますよ、蒸製玉緑茶飲みますよというふうな、そ
こにお菓子がついている、今ですよ。セットについて飲みますよね。それとは全然関係がな
いという、そこまで一緒に、例えば、今までどおり手数料は手数料というふうなことでい
くのであって、何かそこら辺のちょっと、今までのやつをはっきり手数料じゃなくて売上げと
消耗品でいくのかなと私は思ったんですよ。今までの形態というかな。要するに、あその
使用料だとか、あるいは釜入りの体験だとかというのは当然あれに入ってくるけれども、物

品の販売とかなんとかというのを、仕入れを消耗品でして、そして売上げは売上げで雑入で入れるというふうなことに変えるのかなと思ったんですけど、そうじゃないということですね。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今まで扱っている商品につきましては、今までどおりのやり方を継続していくということですので、委託販売ということで手数料の入になります。仕入れという形は取っておりません。

今回のサービスの向上ということで、セットのものを販売するということには、仕入れということになりますので、消耗品で購入して売上げを雑入で入れるということで今回の計上に至っております。だから、今までのものは今までどおりに行います。（「行うと」と呼ぶ者あり）はい。それで、新たに開発ということで今回、この分につきましては手数料ではありませんので、あくまでも仕入れとなりますので、消耗品に計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑終わります。

次に、23ページ、6款、農林水産業費、2項、林業費について質疑の通告はありません。

質疑を終わります。

これで歳出6款の質疑を終わります。

ここで換気のために15時10分まで休憩いたします。

午後3時 休憩

午後3時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑を行います。

次に、24ページ、7款、商工費、1項、商工費について質疑の通告があります。

2目、商工振興費について順次発言を許可します。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業ということで、経済活性化事業ということで上げられておりますけど、まず、市内全体の経済活性化を図らなければならないという中で、「うれしかーど」でのポイント付与のみとされたお考えを伺いたいと思います。そして、加

盟店とかが前回よりどれぐらい増えているか、そこまで含めてお答えいただきたいと思います。

それと、2番の現在の「うれしかード」、事務作業において現在どこが担当されて今後どのような形で運営される予定なのか、そこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

市内の経済を活性化させるためには、全市民を対象に消費活動を促すことが必要であると考えております。

そこで、昨年度実施したときは、18歳以上を対象にポイント交付を実施いたしましたが、今回は全市民を対象に実施することとしております。「うれしかード」は地域内でしか利用できません。限定的なカードであり、導入する原資が市外へ流れることなく、確実に市内での消費につながり、循環性の高いカードであると認識しております。市内での消費活動を促す仕組みとして積極的に活用したいと考えております。

続きまして、現在の加盟店舗数でありますけれども、68店舗。道の駅まるくを含めまして68店舗でございます。72店舗最大でありましたけれども、4店舗ほど減少しておりますのは、経営者の高齢化によるもの、また、諸事業による事業の廃止ということで4店舗ほど減っております。

「うれしかード」の運営につきましては、嬉野温泉商店サービス会が使用されたポイントの精算業務、通常の販売促進活動等を行っていただいております。本事業のように、市が事業を実施する場合は、商工会や観光協会と連携して事業を実施しております。「うれしかード」を市民カードして今後発展したいと考えておりますので、運営主体であります嬉野温泉商店サービス会の皆さんとも、連携、運営、支援も行いながら円滑な事業の推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

おっしゃっていることは何となく理解はできるんですけど、まず、これはそもそも、この事業の主たる目的というものが、先ほど言われた全市民対象で循環性の高い、外に流れないということで作りに上げていくということなんだろうけど、そもそも経済活性化事業ということで、市民だけのため、全市民、ここだけのためにこの事業を行っているのかということ、地域、市内全部の事業者においては、目的として当てはまらないのかですね。最終的に

売上げが上がるのかどうかというのは当てはまるのかもしれないですけど、でも、これは加盟店だけのことじゃないですか。私が言っているのは、これをまたやるに当たって、ほかの加盟店じゃないところの事業者を守るとか、救うとかということまで考えられなかったのか、そこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

物価高騰によります事業者への影響は、あらゆる業者に及んでおります。佐賀県では、影響を受けた事業所に対し、対策支援金や緊急応援金を交付する事業を実施されております。

今回、市としましては、全市民を対象に「うれしかード」のポイントを付与することで消費活動を促し、市内経済の活性化を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。

それと、あと、これは事業の目的としてあるんでしょうけど、マイナンバーがひもづけされているじゃないですか。これは、最終的に何か事業の目的というよりも、お金を渡すからマイナンバー入ってくださいよというようにしか聞こえないんですよ。何となくですね。国もそうやってやっているからしようがないのかもしれないですけど、何かここで、この事業とのつながりと、あと予算の使い方、配分の仕方というのがどうしても気になっていて、それだったら、加盟店を増やすために別のお金を使うとかということが考えられなかったのかということ。

それと、あとはこれまで、前回のときに、ポイントカードを一生懸命とやりますということだったので賛成したんですけど、前回よりも4店舗減少していると。市長が前おっしゃっていた、地域通貨として何かしらうまく使っていくようなことができないかと、こういうシステムの構築もできていない中でこの事業をまたやるということが、何かどうも少し引っかかっているところがあって、そこに対してどう思われているのかということをお聞きしたい。

正直、ポイントを使用したまま次の購買につなげるということがどうしても私の中ではつながらないと思っていて、そういったところで、もう一回このポイントカードの整理というもの、あとは今後の見通しについて最後に御質問したいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の事業につきましては、市内経済の活性化、あわせて、マイナンバーカードの交付率の増加を図りたいと考えております。既に取得されている方、7月1日現在で1万4,543人には8,000円分のポイントを交付するというようにしております。市民の消費生活を促し、市内経済の活性化につながるものと考えております。

それと、加盟店の増加ということですが、現在、確かに減ってはおりますけれども、訪問して加入をした際に御意見としていただいたのが、費用負担の理由がございました。市がこのような「うれしかーど」事業を実施することで店舗の売上げにつながり、店に利益があると感じていただけるようになれば、加盟店も増加、増えるものと考えております。再度訪問し、理解をいただけるよう加入促進を図りたいと考えております。

それと、前回の事業の利用事業でございますけれども、18歳以上の方に対して5,000円分のポイントを実施しております。公募実績としては、対象者の81.5%でありました。この利用実績は、今年の8月末で利用率が93.5%でございます。

今後、市がいろんな事業で市民カードとして、例えば、健康マイレージとかボランティアポイントなど、そういうところでも全庁を挙げてこの「うれしかーど」のポイント事業として運用できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

同じく、新型コロナウイルス感染症後の対策事業なんですけれども、今回、全市民を対象にということで、申請方法はどうかということと、今、前回の申請者数で利用率93.5%とかなり高い値を教えてくださいなんですけど、このことから、今回の1億7,100万円という予算の積算をどうやって行われたんでしょうか。

それと、先ほど言われましたようにマイナンバーカードの取得とこの経済活性化事業とを組み合わせる理由というのを教えてくださいませんか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

申請の方法といたしましては、昨年と同様に原則郵送で行うこととしております。昨年の事業では、申請書を世帯主が代表で記入する方法を取ってございましたが、本事業では、マイナンバーカードの取得状況を記入することとなりますので、トラブル回避のためにも、個人

ごとの申請書の提出をいただく予定としております。ただし、今後、実際に事業を実施する段階で不都合等が生じた場合は、よりよい方法を考えていきたいと考えております。

申請受理後のポイント付与につきましては、既にカードを持っておられる方にはシステムによる遠隔処理でポイントを交付するようしております。処理後に付与の完了通知を郵送するように考えております。また、新規で取得される方に対しては、ポイントを付したカードを書留等により郵送することとしております。

予算の概算、積算についてですけれども、先ほど言いましたように、昨年度は18歳以上の方に5,000ポイントを交付し、対象者の81.5%、その利用率が93.5%ということでありませう。

7月31日の全市民2万5,144人に対して3,000円を上乗せするマイナンバーカード取得者に対して、取得が見込まれます1万6,443人分に対して5,000円を計上しております。既にマイナンバーカードを取得されている1万4,454人には8,000円分のポイントが交付されますので、目的であります市民の消費活動を促し、市内経済の活性化につながるものと考えております。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

マイナンバーカードの取得をこの経済活性化事業と組み合わせた理由につきましては、市民課より答弁させていただきます。

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも、安全、確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、国は令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。それを受けて、嬉野市でもあらゆる機会での普及促進に努めているところでございます。しかしながら、交付率はなかなか伸びず、目標の交付率にはほど遠い状況です。今後、普通交付税の算定にもマイナンバーカードの交付率が反映するとの検討もなされておりまして、そうなれば今後の市の事業運営にも影響を及ぼします。現在マイナポイント第2弾事業も行われております。そのマイナポイント第2弾の対象となるのは、マイナンバーカードを9月末までに申請した方に限られているため、その後の普及策として、経済活性化事業と組み合わせ、市全体の事業として今回取り組んだところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。分かったことと分からないことというのが、そのマイナンバーカードなんですね。私自身もマイナンバーカードをこの前追加の分を行ったんですけれども、

言われることは分かるし、みんなにマイナンバーカードを作っていただきたいということだけど、無理やり経済活性化事業と組み合わせなくても何か、言葉的な問題なのかな。でも、何か今言われても、経済活性化事業——マイナンバーカードを作ったらこのお金をやるから、これで何か買ってください、経済、買うことによって上がりますよという、何か違和感があるかなというのは私だけなんではなかろうか。そういう違和感がない方もいらっしゃるかなと思うんだけど、もう少し何か言葉を持ってきたら、もっと素直にこれを取れたのかなという印象なんですけれども、やっぱりこれじゃなきやいけなかったんでしょうか。質問のあれがちよっと難しいですかね、内容が。どうしようもないかなという聞き方を私はしているのかなと自分の中で思うんですけれども、もうちょっと言葉が、経済活性化というところにすぐ何か引っかかっているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

まず、確かに、おっしゃられますように、経済活性化を1番に考えております。そういう中で、先ほども市民課のほうから説明もありましたように、併せてマイナンバーカードの取得率の向上も目指したいということで、もちろん、先ほども言いましたように、7月1日現在で1万4,543人の方はお持ちでありますので、まずはその方たちには8,000円を交付させていただきたいと。その後、マイナンバーカードを取得していただいた方にも同じく5,000円分を追加させていただきたいと考えております。もちろん、今現在考えた中で最も効果が出る方法として計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えします。

古川議員の違和感というのは、それは分からなくはありませんので、御意見として承りたいと思います。しかしながら、このマイナンバーカードの普及というのは、先ほども市民課長のほうからも言いましたように、今年度中に国の目標としては大方全ての人に行き渡らなければならないという目標を掲げておまして、現状、嬉野市が6割弱というところで、これでも県内ナンバーワンなんです。嬉野市としては、こうしたマイナンバーカードを使ったコンビニでの交付であったりとか、またスマホで——これはうちだけでやっていることなんですけれども、スマホでの電子申請というシステムを入れて、マイナンバーカードを取得して利用できる、幅を広げるという取組も併せて進めてまいっております。しかしながら、これは

強制する類いのものでもありませんので、なかなかそこでマイナンバーカードを取得していただくきっかけづくりというものにも現場では苦勞をしているということもありましたので、今回、いろんな商工の支援であったりとか、そういったところのニーズがあるという中で、組み合わせていろんな形で呼びかけていく、そういった苦肉の策だというふうに御理解をいただけると幸甚に存じます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

何か、確かに苦肉の策なのかなというのは分かります。ただ、この前、これに関して合同で説明を聞いたときに、たしか市長が福岡に行って、コンビニでこういうのが取れますよと、そういうふうな利点、どなたが言われたかちょっと私の記憶にないんですが、そういう利点をもっともっと皆さんに伝えることによってマイナンバーカードの必要性を分かってもらおうという方法もどんどんやっていただいて、今回はこういうふうな形で出されて、まだ心の中にこのマイナンバーカードと活性は悶々としているんですけども、違う方法でのマイナンバーカードのさっき言ったような説明とかをどんどんされていっていただけたらなと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、経済活性化事業についてお尋ねいたします。

私も古川議員と一緒に、「うれしかーど」のポイント交付とマイナンバーカードというのが一緒に目的とされたのが、私としてもちょっと違和感がございます。

その中で質問をさせていただきます。まず、ここの中で5番のその他参考となる事項とありますけれども、これまで、事務的作業は商工会がされていますという答弁をずっといただいていたんですけども、今日の答弁では商店街の方ということでお聞きしているんですけども、まず、この負担金、補助及び交付金というのはどこに対しての交付金なんでしょうかというお尋ねです。

それと、ここの中でもありますけど、事務費853万3,000円。これまで500万円程度の事務費だったと思うんですけども、これが850万円という積算の理由をお尋ねしたいと思えます。2点お願いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

補助金の事業主体ですけれども、嬉野市商工会に考えております。先ほど私が御説明の中で申しました「うれしかーど」の運営主体については嬉野温泉サービス会がやられております。もちろん、このシステムを構築されたのもサービス会であります。使用されたポイントの精算業務や通常の販売促進活動等を行っていただいております。今回のように、市が事業を実施する場合は商工会や観光協会等と連携して事業を実施しております。

それと、事務費の詳細についてですけれども、先ほど申請方法についても御説明をいたしましたとおり、今回個人ごとへの申請書の郵送を考えております。申請書の市からの送付です。記載された申請書の返送、また、新規に作られたカードの交付、それとポイントが完了しましたという通知を行いますので、1人につき3回の郵送を考えております。これによる積算といたしまして、郵送料を640万円ほど考えております。また、封筒の購入費や印刷費等に50万円程度、併せてそれで約700万円程度になります。ほかに、今回の事業を実施するに当たりましてシステムの改修等を行います。その中で、運用するためのクラウドの追加、機能利用では取り扱う金額が多額となりますので、精算業務等に、事業運営に係る費用として100万円ほどを考えております。その他、諸経費として50万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

確認も含めてですけれども、先ほど3回の郵送代と言われましたけれども、申請の方法としては、以前は窓口に出向いての申請もあったんですけれども、それはしないということではないんでしょうかという確認が1点。

それと、先ほど答弁の中で93.5%というのが、「うれしかーど」の申請率でいいんですかね。それとも前回の消費率が93.5%、ちょっと聞いていなかった、すみません。申し訳ないんですけど、そこら辺の確認を、取得率が何%で消費率が何%というのを伺いいたします。

この消費額がまだ残っていたら、これは多分2年間の間に消費するということですが、それが、例えば次年度に、2年間過ぎたときになるとどういう形で、市としては支出で出されていると思うんですけれども、そこら辺の数字的な動きが分からないので、説明をお願いいたします。

あと、先ほど質問があったんですけど、加入店舗が68ということですが、加入店舗は増えないのに、また市民の経済ということで今回は全市民にとしていただくんですけども、生活支援なのか、経済活性的なのかというのがちょっと分からなくなってきています、私の中でもですね。だから、本当にこの制度が市民の経済の発展に寄与できるのかというのが

ちょっと心配ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

1点目の、申請につきましては郵送をして返信していただくように考えております。窓口での受付は基本的に行わないようにしております。

それと、昨年の事業の実績ですけれども、対象者に対する81.5%が交付実績でございます。その中の利用率としましては約93.5%が利用をされたということでございます。

この使われていないポイントにつきましては、確かに期限が2年間となりますので、2年間で消滅することとなります。

それと、経済対策なのか、市民への生活支援なのかということでございますけれども、私どもとしては、基本的には経済対策をまず第一に考えております。その中で、もちろん、市民に経済活動を促すということで今回全市民に対して交付すると。ひいてはもちろん、生活支援にもつながるものとは考えております。

以上です。（「すみません、利用額が余った場合の取り扱いはどんなふうに。2年間過ぎて、利用額が今、支出の分を出ているわけですね。それはどういう扱いに後はされるんですかね」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

利用額につきましては、残ったものについては2年間で消滅するというので、運用主体のほうに帰属するということとなります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、今回の3回の郵送ということで、窓口受付は今回はしませんということですが、今後のスケジュール的なことをお伺いします。どういった段階でなど、スケジュールをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の事業は、10月1日現在で嬉野市に住民登録のある方を対象として実施いたします。10月中には申請書を発送したいと考えております。「うれしかーど」を今現在、もう既にお持ちの方に関しましては、申請書が届き次第、順次、遠隔処理で交付をしたいと考えております。新規の方については、郵送によりカードを送付いたします。

マイナンバーカードを取得されていない方に関しては、まずは3,000ポイントを交付し、マイナンバーカードの取得をされた後に5,000ポイントの交付申請を行っていただくこととなります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私は、質問を出している分はある程度分かったんですけども、先ほどの説明の中で、マイナンバーカードを今後国の施策として普及していくと、これは非常に大事なことでありますので、これについては理解できるところであります。

ただ、今回3,000ポイント、それと5,000ポイントでマイナンバーカードと、この決められたいきさつというか、極端に言えば逆にしてもいいわけですけど、私としては5,000、5,000すればよかったのにと単純に思いますけれども、それは予算がありますから分かります。このマイナンバーカードのほうに5,000というのが、そこに何か意味があるのかどうか。あくまでも、先ほどこの中身について経済対策かマイナンバーカード普及かみたいな話がありますけれども、あくまでもマイナンバーカードをとにかく普及したいという思いがここに込められているのかと思って質問しているんですけど、そこら辺で、この予算配分が決められたいきさつが何かあるのか、理由があるのかどうかをお聞きしたい。

それともう一つ、先ほど課長のほうから、このマイナンバーカードの普及については、今後の国の交付金の算定基準になると、ここが非常にポイントかなと思っているんですけども、これは算定基準になったら100%持っていかなと来んわけですから、何としても、是が非でもこれはマイナンバーカード、是非はあるにしても、これは国の施策ですから進めていかないといけないと。これについて、交付の算定基準というのがきちっと今現在出されているのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の財源につきましては、主にコロナ交付金を充当することとしております。先ほどもありましたように、限られた財源でありますように、有効活用し、目的であります市内経済

の活性化及びマイナンバーカードの取得率向上を図るために、最も効果が出るようにと思いい計上をさせていただいております。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

マイナンバーカードの交付率が普通交付税に反映するかということについてでございますが、今、市民課として情報を持っているのでは、検討をしているという状況を把握しております。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

このマイナンバーカードの普及率を交付税の算定にというのは、閣僚の発言の中でまず報道されて、この減点方式というところになるのはちょっと、それはさすがにまずいということで発言自体は軌道修正が図られたわけでありすけれども、逆に、今度は普及していきるところに、そういったICTを活用した行政推進に意欲のあるところということで応援をするという主旨のことは、政府関係者からも出ているということでもありますので、我々としては、何としてでも普及を図っていくことが市政全体の推進の上でも重要なことだということでもありますので、それぐらいの位置づけであるということ御理解をいただきたいと思ひます。

本当に、これはいろんな形で、あの手この手でマイナンバーカードの普及を図っているさなかでございますので、本当にいい手があれば、いろんな方に御提案をいただきたいというふう思うところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。とにかく、このマイナンバーカードのメリットをしっかりと訴えていって、普及率に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

少しここの主要な事業の説明書の中で、具体的にお尋ねをしてみたいと思ひます。大体分

かりました。マイナンバーカードの普及にしろ、市内の経済の活性化ということでこういう事業をやるということは分かったんですが、少し具体的にお聞きします。

「うれしかーど」のポイントの交付額、これは当然、それで分かります。システム改修費の200万円、これは先ほどクラウドの追加とかなんとかというふうなことです。ポイント利用促進費（スタンプラリー実施等）で200万とあります。パンフレット等制作費、そして事務費——事務費については、先ほど郵送等を3回やるとかありました。

お聞きしたいのは、まず1点目が、これは負担金、補助及び交付金という項目で1億7,100万円ぼとっと上がっているんですね。要するに、これは全部負担金、補助及び交付金でこの金額全部どこかにやるということなんですかね。そうなってくると、先ほどの事務費、郵送料とかどうのこうのとかいうのも、そちらが交付するところからはがき等の郵送も全て行うと。市役所は全然それにはタッチしないということなのかですよ。だから、ここに上げてある負担金、補助及び交付金というので一括して上がっているんですが、どうもそこら辺の内訳の分からないところがあるので、システム改修費というのは、どこのシステムをどういうふうにするからなのかとか、それと、スタンプラリーは誰がどういうふうな形で行うのか、パンフレット等の制作はどこが行うのか、あるいは、はがき等においてはどこが発送するのか、そこら辺をもう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

補助金として、事業主体は商工会に行っていただくということを考えております。補助金になりますので、もちろん事業費は精算して、余ったものについては市にお返しいただくことを考えております。

そういう中で、商工会のほうと市が連携して事業を推進するということになります。もちろん、運営主体は嬉野温泉商店サービス会でございますので、3者が連携して今回の事業を推進したいと考えております。

システム改修費の内容でございますけれども、まず、システムのバージョンアップ、それと、これまで一枚一枚タブレットに差し込んでポイントを交付していたものを、先ほど説明でもいたしましたように、今回は一括で処理をしたいと考えておりますので、そういうことのできる機能、また、できればカードをスマホアプリとして登録できるような機能を追加したいと考えております。

それと、利用促進費のスタンプラリーでございますけれども、せっかく交付したポイントを、ためずにできるだけ早く利用していただきたいということでスタンプラリーを考えております。商品等が当たるスタンプラリーを考えておまして、昨年度実施したときに、交付

から約3か月で60%以上の方がこのスタンプラリーに参加されておりますので、効果はあったものと考えております。（「パンフレットの制作というのとは」呼ぶ者あり）

パンフレットの制作については、もちろん、市と商工会と連携して実施したいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今の話でいくと、お金を、補助金で商工会にやるから商工会で、こっちは口は出す、手伝う——手伝うというところとあれですけど、補助金として商工会やるから商工会さんのほうでよろしく願いますという形を取るということですね。何かそういうふうな感じがするんですよ、この補助金でやって商工会さんでお願いをするというふうな形なのか。

それともう一点、先ほどシステム改修費という中に、スマホでの「うれしかーど」のアプリをそこで作って登録をするというふうな説明が今あったと思うんですが、もう少しその辺、具体的に分かっていたらお願いをしたいというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

補助金という名目で支出をいたしますので、事業主体はあくまでも商工会に担っていただくということになりますけれども、もちろん丸投げではございません。市の職員も一緒に全てのことに携わっていきたくと考えております。

それと、「うれしかーど」のスマホアプリですけれども、現在はカード決済をする場合にスマホのアプリで行う事業も結構ございます。そういう中で、若者がスマホで決済できるように。また、カードはカードで使えるようにできればということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

「うれしかーど」というもの、こうカードがあるんですが、あれ自体をスマホの中に、ウォレットというか、そういった形で取り込めるような、そういうことをやれば、それはかなりとは思いますが、ぜひそこら辺頑張っていただきたいと思うんですが、ただ、要は、それを使える店が68店舗というところにね、非常に——市民全員にポイントを与えてそこで活性化のために使ってくださいということですよ、市内で。しかし、使える場所が68店舗

というところに、市民の方からはいろんな声も聞くわけですよ。だから、やっぱり「うれしか一ど」を市民カードというふうなものにしていくためには、なぜもっと加盟店が増えないのか、あるいは増えたら困るのか、増やすためには何が必要なのか、そこら辺を今後こういう交付金を使って、何か初期投資だとかに問題があるんだったら、そこら辺の何か初期投資とか、あるいは運営なのか、そこら辺をぜひ——行政としてそれを市民カードとして活用していくという考え方があるんだったら、今回このような交付金を使ってやるんだったら、ぜひそこら辺を今後やっていただきたいというふうには思います。市長、いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

加盟店がまだ少ないということに関しましては、おっしゃるとおり、まだまだ努力が必要だという認識を持っております。こういった事業を何回か繰り返していくうちに加盟店舗を増やしていくというものもありますし、実際イニシャルコストが少し、タブレットの導入等々かかってまいりますけれども、これを機会に導入をしていただければ、いろんなキャッシュレス決済もタブレット一つで今受けられるようになっていきますので、今後の店舗を、新幹線が開業しているような方も来られるので、なるべくまち全体としてキャッシュレスの対応をしていくための基盤としてもこういった事業を使っていただきたいと思っておりますので、今回の事業でも、加盟店を1つでも2つでも増やしていくということは継続して努力をしてまいりますというふうに思っております。

将来的にやはり市民カードとして定着をしていく上では、今回アプリ化に取り組みますけれども、アプリも今、子育てアプリとか、今検討している中では防災のアプリとかありますけど、一つ一つのアプリをダウンロードしてくれということではなかなか普及が進まないということもありますので、今、スーパーシティ構想の中にも都市OSという形でいろんなアプリを一つにがしゃんと、市民アプリを作ることで地元の商店街の商店ポイントとしてもそういうものができるし、位置情報を基に避難を促すようなプッシュ機能があったり、また、子育ての相談とかをオンラインでもできるような子育てアプリにも接続する、一つのアプリで全てが完結していくような形でやっていく、その一つのピースになるというふうに思っておりますので、私どもとしても加盟店の促進、それから市民の皆さんにもこうしたカードを使っていくことで利便性を高めていく仕掛けづくりというのが必要になってこようかというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

あらかた分かりましたけれども、私も具体的なところをお尋ねします。

今回、窓口に行かなくて全て郵送でというようなところで答弁があったんですけれども、10月1日以降転入された方等々は、出生された方もおるとですけれども、そういうふうな方は該当にならないというような考え方なのかということ。

あと、歳出のところで、先ほど田中議員もおっしゃられましたが、私もパンフレット等の作成というところで予算が上がっていますけれども、パンフレットの部数はどれくらいなのか、あるいは配付先はどのように考えられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の基準日を10月1日ということで設けておりますので、10月1日現在で住民登録のある方を対象としたいと思っております。

それと、パンフレット作成につきましては、前回実施した折に高齢者の方からなど、カードの使い方がやっぱり分かりにくいとか、そういう御意見もいただいておりますので、改めてカードの使用方法やカードを持つメリット、そういうところも踏まえてパンフレットを作成したいと思っております。先ほど説明をいたしましたように、スマホアプリを導入できれば、そういうところの使い方も併せて行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

内容的には分かりました。あと、例えば、マイナンバーカードを作っていない方が3,000ポイントいただけるんですよ。その後、マイナンバーカードを作りました。それからの5,000ポイントを付与されるわけですよ。その確認と付与の仕方というのはどのような形になっていくのか。

それと、先ほど担当課長がおっしゃられたパンフレットに関しても、「うれしかーど」の使い方云々に関してというのをメインに作られるかと思うんですけれども、今回の目的はマイナンバーカードの普及率を上げるという目的もあるので、そこもパンフレットの中に記載して考えられているのかということまでお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の申請におきましては、まず、マイナンバーカードを取得されていない方については3,000ポイントを交付しまして、取得された後に5,000ポイントの交付申請を行っていただくということになります。12月28日までに申請をいただいて、かつ1月31日までに取得された方ということで5,000ポイントの交付申請を受け付けていきたいと考えております。

パンフレット作成につきましては、もちろん、「うれしかーど」の説明と同じものになるのか、2枚ものになるのかですけれども、マイナンバーカードの重要性、必要性等も併せて周知できればと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

あと、ポイントカード利用促進事業でスタンプラリーの実施等ということで、前回は60%の方がということでされたんですけども、そういった中で、はがきを一回一回お店に持って行ってスタンプというような形で対応されたかと思うんですけども、そうなった場合に、はがきを忘れましてとか、別にほかにいろんな方法があればいいのにねというような声が上がったかとは思いますが、そういうことを見直して今回工夫されていくのかということをお尋ねしたい。

それと最後に、先ほど市長もおっしゃられて、これから先これを市民カードとしてずっと使っていく中で、今の現状として運営主体は嬉野温泉商店サービス会の方で、市の事業とするときは商工会がする。それを交互に3者連携みたいな形でやっていくというような形になっていくんですけども、今後の市としての考え方なんですけれども、こういうふうにして市民カード的な状況で市民誰もが市内で使えるような方向性で持っていくのであれば、今後この嬉野温泉商店サービス会さんの事務作業のほうが莫大なものになっていくだろうとは予測されるんですけども、そこは商工会が一括してするとか、どこかほかの機関にお願いしていくというふうなビジョン的なものは今の段階で考えられているのかどうか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

スタンプラリーにつきましては、御指摘のように、もちろんはがきを持って回るということも一つは考えておりますし、導入できればスマホアプリ等でもそういうのに代えていければとも思っております。

また、今後の「うれしかーど」事業、市民カードについて発展できるようにということでございますので、もちろん、先ほどから申しておりますように、市が全庁を挙げて健康マイレージやボランティアポイントなどを付与できるような、一過性のものではなく、引き続き活用できるようなものにしていきたいと考えております。

運営主体でもあります嬉野温泉商店サービス会の皆さんと今後とも連携、協力し、市としても運営支援を行いながら事業の円滑な推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

いよいよ最後の質問になります。1億5,700万円ほどが市民にポイントとして交付されるということは、非常に経済対策としてはいいことだと思っております。今までたくさんの方が質問されてきましたけれども、私の2番目の質問、ちょっとだけ答えがずっと前から出かかっておるわけですが、地域通貨のアプリとしてはどんなことかなということで今回お尋ねをしておりました。地域通貨とはどういうことかということで観光戦略統括監にお尋ねをいたしますけれども、岐阜県の高山市ではさるぼぼコインとか、埼玉県の新谷市ではネギーとか、木更津市ではアクアコイン、葛飾区ではかつしかPAYとか、地域通貨としてアプリの中での活用を十分にされていて、それが利用率としてはその市全体の三十数%がされているけれども、市の活性化としてはものすごく有効だというのがテレビ等で放送をされておりました。私がここで質問を上げたのは、「うれしかーど」をそっちのほうに転換できないかということで今回質問をしております。地域通貨のアプリが全国的にどういうふうになっているのか、統括監、分かっている範囲でいいですので、お答えをよかったですらお願いします。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（近藤光則君）

お答えいたします。

私も地域通貨に関して、全国網羅的に把握しているというわけじゃないんですけども、議員がおっしゃるとおり、地域通貨というのは地域内の消費を活性化するということが大きな目的の一つということでございます。「うれしかーど」は、その地域通貨に極めて近い性格、存在なのかなというふうには思っています。

先ほど田中議員もおっしゃっていましたが、地域通貨であれば持ち歩きの煩わしさがなくていいとか、また、市長もお答え申し上げましたとおり、市民カードとしてのいろんなメリットの話でありますとか、さらにはネットを通じたダイレクトマーケティング、こういったものを通じて商店の方々の商売の活用という点でも大きなメリットがあるというふう

に思っております。そういう点では、議員がおっしゃるように、各地域で地域通貨に関して導入が進んだり、また注目がされているというようなことがございます。佐賀県内でも、上峰町のほうでたしか実証されております。

そういう点からしましても、先ほど観光商工課長が申しあげましたように、嬉野温泉商店サービス会をはじめ、関係者の方々とよく話し合いながら、せっかくいいこのシステム、また、今日いろんな議論がされる「うれしかーど」の取組に関して、よりいい方向になっていけるような取組を進めていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

最後に、市長にお尋ねいたします。

この地域通貨のアプリとしては、先ほど言った市町では、地域の信用金庫等と連携して、信用金庫等が中心になってアプリを活用する、また資金の流用を活用するというような方法でやっておられます。嬉野市商工会中心でもいいんですけども、今後そういうアプリを利用するならば市全体的に店舗数も飛躍的に伸びていくんじゃないかなと私は思っていますので、今後の進め方として、市長の見解を最後にお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員さんは本当にいろいろと地域のことで勉強していただいて、信金との連携というのも、そういう手もあるのかということで先ほど思いました。やはり地域の中でどれだけ地域の人のお金を循環させていくかということが地域経済の一番の発展のポイントだというふうに思っていますので、いろんな先進事例も見ながら、そういった形にしていきたいと思います。また、何より、市民の方がカードそのものであったりとか、ポイント事業に対して親しみを持っていただくということも重要だというふうに思っておりますので、こういった事業を一つの機にしながら、加盟店舗を増やしていくという課題もありますし、お店のほうも、こういった事業を活用することで御自身の商売をもっといい形で持っていけるような事業として活用していただけるような提案、いろんな方向を見ながら、この事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、今後とも、次の展開に御期待いただけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今、市長が言われたように、アプリとしての利用はかなり重要かと思えます。現在スマホの利用率がものすごく上がって、皆さんほとんどスマホになっているんじゃないかなと思えますので、非常に有効かと思えます。市が進めているDXの一つにもなるかと思えますので、どんどん進めていってもらうことを祈念して終わります。答弁はいいです。

○議長（辻 浩一君）

これで歳出7款の質疑を終わります。

次に、25ページ、9款、消防費、1項、消防費、26ページ、10款、教育費、4項、社会教育費、27ページ、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設費災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑を終わります。

これで2款から11款までの歳出の質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表 継続費補正及び5ページ、第3表 地方債補正について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

第2表 継続費補正から第3表 地方債補正までの質疑を終わります。

これで議案第48号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終わります。

次に、議案第49号 令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 令和4年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、発議第7号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についてについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで発議第7号の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では明日9月13日も議案質疑の予定でしたが、本日で

決算認定を除く議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、13日は休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月13日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時10分 散会